令和 8 年 11 月版
（令和 7 年 11 月版追補）

原子力損害賠償事例集

第 2 部
（個票：公表番号２０９６～２１５４）

原子力損害賠償紛争解決センター
（文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室）

1 事案の概要

公表番号	2096		
事案の概要	長女の家族（長女、長女の夫、孫（原発事故当時5歳））らと共に緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、避難先で孫の世話をしていたことから、乳幼児の世話を行っていたことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計21万円（平成23年3月から平成24年3月分まで。平成23年3月分は3万円、同年4月から平成24年3月分までは負担の程度を考慮して月額1万5000円。）の賠償を認めるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	R4.8.5	全部和解成立日	R6.8.2
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3～H24.3	※1
全部和解	除染費用		88,200		※2
全部和解	除染費用		35,280	H23.11	※2
		小計	333,480		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	333,480
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、亡夫や自宅の近所に居住していた長女の夫及び孫（長女夫妻の子。原発事故時５歳）と避難し、避難生活中は孫の世話をしていたと主張して、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人は避難当初の数日間は孫の世話をしていたが、その後は長女が合流し、長女が孫の世話をしていたのであるから、３万円（平成２３年３月の増額分）を超える損害は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人が、避難生活により長女が体調不良となったため、長女が避難先に合流した後もしばしば孫の世話をしていたこと等の事情から〔電話聴取事項報告書〕、日常生活阻害慰謝料の増額分として、合計２１万円（長女が合流する前の平成２３年３月は３万円、長女が合流した後の同年４月から平成２４年３月までは負担の程度を考慮して月額１万５０００円）の賠償を認める旨の和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４は、④乳幼児の世話を恒常的に行ったという事由がある場合には、満３歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行

っていた者については一人月額１万円を目安として、その増額をするものとし、同備考４は、個別事情を考慮してさらに増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第二次追補第４

申立人について、自宅における放射線対策のため、ガイガーカウンターを購入して自宅や敷地の放射線量を計測し、放射線量の高かった庭木の剪定を業者に依頼して実施したことから、除染費用として、ガイガーカウンターの購入代金の一部である８万８２００円（購入した時期が平成２４年１月であること等を考慮し、代金の８割を損害と算定。）及び業者に支払った庭木の剪定代金の一部である３万５２８０円（立証の程度等を考慮し、代金の８割を損害と算定。）の賠償を認めたものである。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の２、中間指針第３の８）

申立人は、避難費用、生活費増加費用及び亡夫の就労不能損害の賠償を求めたが、東京電力は、資料の提出もなく具体的な事情が明らかでないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2097		
事案の概要	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していた亡母（申立人ら及び申立外1名が相続。）について、要介護状態で避難したことを考慮して、平成23年3月から亡母が死亡した平成29年8月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められたほか、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人二女について、持病を抱えていたことを考慮して、避難先から自宅に戻った後である平成23年8月から平成24年8月まで月額2万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	R6.3.18	全部和解成立日	R6.8.6
事故時住所	南相馬市原町区ほか		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	800,000	H23.3～H29.8	※1
		小計	800,000		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	260,000	H23.8～H24.8	※2
		小計	260,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	1,060,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の２、第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人ら（申立人Ａ（二女）及び申立人Ｂ（長女、追加申立て））は、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していた被相続人（亡母。申立人ら及び申立外１名が相続。ただし、被相続人が死亡した後に申立外１名が死亡しているところ、申立人らが申立外１名の全相続人でもあった。）が要介護状態で避難したとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、中間指針第五次追補で示された、要介護状態にある場合の目安額月額３万円から既払金を控除した金額を支払うことを認めた。パネルは、被相続人が要介護状態で避難したことを考慮して、被相続人につき、平成２３

年３月から被相続人が死亡した平成２９年８月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、①要介護状態にあることという事由がある場合には、月額３万円を目安としてその増額をするものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の２、第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅で生活しており、原発事故直後に避難を開始し、平成２３年７月中に自宅に戻った申立人Ａは、持病（国の指定難病）を抱えており、原発事故前はその治療のために自宅近くの病院に通院していたが、原発事故の影響で自宅近くの病院が閉院したため、自宅に戻って以降は遠方の病院まで通院することを余儀なくされたなどとして、平成２３年８月以降の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した（前件の和解仲介手続で平成２３年３月から同年７月までの期間について月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分が支払われている。）。東京電力は、前件の和解仲介手続において支払済みの日常生活阻害慰謝料の増額分を超えて支払いをすべき事情があったとは考えることができないなどと主張して争った。パネルは、遠方の病院への通院に関する苦労等についての申立人Ａの説明〔電話聴取事項報告書〕を踏まえ、申立人Ａが自宅に戻って以降も日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償されるべきであると判断し、重度又は中等度の持病を理由に平成２３年８月から平成２４年８月まで月額２万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第２の１（２）Ⅲ、中間指針第五次追補第２の２Ⅰ①ⅲは、緊急時避難準備区域（楢葉町の同区域を除く）についての相当期間は、平成２４年８月末までを目安としており、また、中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、⑥重度又は中等度の持病があることという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Ⅴは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の２、中間指針第３の５）

申立人らは、避難費用、生活費増加費用、一時立入費用等の賠償も請求したが、東京電力は、直接請求手続において賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2098		
事案の概要	会津地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立会社の令和6年1月から同年3月までの間に購入した原木に係る営業損害（追加的費用）について、原発事故後の原木の価格高騰の状況、経過年数、原発事故当時の事業計画等を考慮して、原発事故前の原木の単価と上記購入した原木の単価の差額に上記購入した原木の本数を乗じ、更に原発事故の影響割合として3割を乗じて算定した額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第3の2(1)イ		

2 基本情報

申立日	R6.5.10	全部和解成立日	R6.8.7
事故時住所	南会津郡		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	553,000	R6.1～R6.3	※1
		小計	553,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	553,000
	弁護士費用	16,590
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第５の１

申立人は、会津地方で原木栽培のしいたけを生産していたところ、原発事故による政府等の指示により、放射性物質の指標値を超えるきのこ原木等の使用、生産及び流通が制限された結果、生産資材となる原木の購入単価が高騰したとして、前回までの和解仲介手続において賠償された期間以降の令和６年１月から同年３月までの間に購入した原木の本数７０００本に係る購入単価と原発事故前の単価との差額に、上記購入した原木の本数を乗じた金額について、営業損害（追加的費用）として賠償を請求した〔納品書、請求書、領収証〕。東京電力は、申立人の原発事故前における原木の年間購入本数が２２００本であったことを理由に、賠償の範囲は２２００本分に限られるなどと主張して争った。パネルは、前回までの和解仲介手続と同様、申立人における原発事故当時の事業計画等を考慮して、購入した７０００本全部について賠償の対象とすべきと判断した上で、本申立ての請求期間を含む原発事故後の原木の価格高騰の状況や原発事故からの時間の経過等から、原発事故の影響割合を３割として算定した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第５の１Ⅱは、農林水産物の出荷、生産及び流通等について、政府が行う指示等に伴い、農林漁業者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用や、事業への支障を避けるために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と

認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

事案の概要

公表番号	2099		
事案の概要	原発事故当時空き家であった居住制限区域（飯舘村）内の申立人父の実家について、①申立外祖母が、平成20年に亡くなるまで実家に居住していたこと、②双葉町の自宅に居住していた申立人父母が、祖母の死亡後も実家に立ち寄って管理をしていたこと、③平成30年に実施された実家の解体工事の記録に、室内に家電等が残置されている旨の記載があること等を考慮し、実家に残置されていた家財（家電等）の財物損害として、申立人らに対する40万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)		

基本情報

申立日	R5.10.26	全部和解成立日	R6.8.13
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※2
早期一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※3
全部和解	財物損害	家財	400,000		※1
		小計	1,700,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※2
早期一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※3
		小計	1,300,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※3
		小計	1,300,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	93,984	H24.11～H29.5	※4
		小計	93,984		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	4,393,984
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の１０

申立人ら（Ａ（父）、Ｂ（母）及びＣ（子。追加申立て））は、居住制限区域（飯舘村）内の申立人Ａの実家（以下、単に「実家」という。）には、亡祖母（申立人Ａの母）らが生前居住しており、平成２０年に亡祖母が亡くなった後は空き家となっていたが、同人らが生前使用していた家電等の家財がそのまま残されており、申立人らにおいて実家の管理を行っていたところ、原発事故による放射能汚染が原因で平成３０年に実家を取り壊した際に家財も全て廃棄することとなったと主張し、家財の財物損害の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、実家は申立人らの生活の本拠ではなく、不要品の家財が残っていたにすぎないから、対象区域外に居住していた場合の定額の賠償金（別荘等の扱い）である１０万円を超える損害はないなどと主張して争った。パネルは、亡祖母が、平成２０年に亡くなるまで実家に居住していたこと、その後も、申立人Ａ及びＢが実家に立ち寄って管理をしていたことに加え、平成３０年に行われた実家の解体工事の記録に、室内に家電等が残置されている旨の記載があること〔工事前打合せ確認記録簿〕等の事情を考慮し、実家内にあった家財（所有者は申立人Ａである。）の財物損害について、４０万円の賠償を認める旨の和解案を提示した。

中間指針第３の１０Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２

申立人らについて、それぞれ、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料月額１０万円の賠償が認められたものである。

※３　中間指針第五次追補第２の１

申立人らについて、それぞれ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内からの避難等に関し、過酷避難状況による精神的損害３０万円の賠償が認められたものである。

※４　中間指針第３の２

申立人らについて、平成２４年１１月から平成２９年５月までの生活費増加費用として、避難先である白河市から飯舘村及び南相馬市鹿島区にある申立人らの親族の墓に墓参りに行った際の交通費増加分合計９万３９８４円（増加した移動距離に１キロメートル当たり２２円のガソリン単価を乗じた額）の賠償が認められたものである。

※５　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の２、中間指針第３の３、中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第五次追補第２の３、中間指針第五次追補第３）

申立人らは、避難先までの避難に要した費用、一時立入費用、日常生活阻害慰謝料の増額分、生活基盤変容による精神的損害、相当量線量地域滞在者慰謝料及び自主的避難等に

係る損害の賠償を請求し、東京電力は、直接請求手続によりいずれも支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2100		
事案の概要	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら家族（父母及び子3名）について、①仕事のため自宅に残った申立人父と原発事故直後に避難を開始した申立人母子との間で家族別離が生じ、申立人母が、自宅に戻るまでの約3か月間、未就学の子3名を連れて苦労の多い避難生活を送らざるを得なかったこと、申立人母子が避難開始当初に数日間滞在した申立人父の実家が、後に計画的避難区域の設定を受けた地域に所在していたため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、申立人母及び申立人子3名に対し、一時金として、それぞれ10万円の精神的損害の賠償が認められるとともに、②原発事故前は上記実家の両親が実家周辺で栽培した米を譲り受けていたものの、原発事故後は両親の避難等によりそれが叶わず、米の購入を余儀なくされたことを考慮して、申立人らに対し、平成23年3月から平成30年3月まで月額3000円の生活費増加費用（自家消費米）の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ-2	

2 基本情報

申立日	R5.8.14	全部和解成立日	R6.8.22
事故時住所	いわき市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	80,000	H23.3～H23.12	※3
		小計	80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	80,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	100,000		※1
		小計	180,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000		※1
		小計	100,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000		※1
		小計	100,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000		※1
		小計	100,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	255,000	H23.3～H30.3	※2
		小計	255,000		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	815,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第３、中間指針第五次追補第２の４

申立人らは、原発事故当時、いわき市（自主的避難等対象区域）に居住しており、申立人Ａ（夫）は仕事のため避難せず、申立人Ｂ（妻）が未就学の乳幼児である申立人Ｃ、Ｄ及びＥ（いずれも、申立人Ａ及びＢの子。）を連れて川俣町山木屋地区所在の申立人Ａの実家に避難した後、３日後に福島市に避難し平成２３年６月まで避難生活を送ったところ、家族別離により申立人Ｂのみが子の育児を負担し苦労を伴ったとして精神的損害の増額を、また、避難の過程で計画的避難区域（川俣町山木屋地区）に数日間滞在し、子らを屋外で活動させたとして、中間指針第五次追補の定める相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害（相当量線量地域滞在者慰謝料）を請求した〔質問事項書に対する回答、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、精神的損害の増額については、支払済みの定額の賠償金には自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料が含まれており、既払金を超えて支払うことはできないなどと主張し、相当量線量地域滞在者慰謝料については、中間指針第五次追補においては原発事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居があった者を対象者にしており、生活の本拠がなかった場合は、計画的避難区域又は特定避難勧奨地点において一定期間（概ね１か月から２か月程度の期間）以上滞在した者について、健康不安に基礎を置く精神的損害が認められるところ、本件では、申立人らには原発事故発生時に計画的避難準備区域又は特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居がなく、計画的避難区域又は特定避難勧奨地点での滞在期間は３日程度であり、１か月に満たないので相当量線量地域滞在慰謝料の支払いに応じることができないなどと主張して争った。パネルは、家族別離が生じ申立人Ｂが申立人Ｃ、Ｄ及びＥの世話をしながらの避難であったこと、乳幼児は短期滞在であっても高線量地域滞在による不安は概して大きいことも考慮し、申立人Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥにつき精神的損害（一時金）としてそれぞれ１０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、中間指針第五次追補第２の４備考２は同第２の４Ｉの①から⑩までの増額事由は、避難指示等対象区域（中間指針第３の[対象区域]の（１）から（６）までをいう。）における日常生活阻害慰謝料に対する増額についてのものであるが、自主的避難等対象区域において避難を行った者についてもその根拠は妥当す

るというべきであるから、自主的避難等対象区域についての個別具体的事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべきであるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、原発事故前は川俣町山木屋地区（計画的避難区域、後に避難指示解除準備区域）所在の申立人Ａの実家の両親が実家周辺で栽培した米を無償で譲り受けていたものの、原発事故後は両親の避難等によりそれが叶わず、米の購入を余儀なくされたとして生活費増加費用の賠償を求めた〔写真、質問事項書に対する回答、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、田の所有占有関係、耕作権原の有無、実際の耕作状況についての客観的資料の提出がなく、自家消費米の授受を確認することができないなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａの父の陳述〔電話聴取事項報告書〕等から、申立人Ａの両親が原発事故前は自家消費米を栽培し申立人らに譲渡していたこと、原発事故の影響により申立人らが米の購入費用の支出を余儀なくされことを認めた上で、米を栽培していた実家周辺の避難指示解除の時期も考慮し、平成２３年３月から平成３０年３月まで１か月当たり３０００円の生活費増加費用を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、平成２４年１月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

中間指針第五次追補第３に定めのある自主的避難等に係る損害の賠償として、目安額２０万円から既払金１２万円を控除した８万円の賠償を認めたものである。

※４　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第３）

申立人らは、避難費用、避難生活における日用品等の購入費用等の生活費増加費用、放射線測定器購入費用及び生活基盤喪失・変容による精神的損害等の賠償を請求したが、既払金を超える損害を認めるに足る具体的な資料が提出されなかったこと等から、パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2101		
事案の概要	帰還困難区域（大熊町）に居住して兼業農家を営んでいた申立人夫らについて、平成23年3月から令和元年12月までの自家消費米・野菜の購入費用に係る農業損害（ただし、既払金を控除。）の賠償を認めるとともに、高額家財の財物損害に関し、その使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数（着物及びテーブル等は50年、ピアノは40年）を用いて算出した金額（ただし、既払金を控除。）による賠償を認めるなどした事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の12(2)オ(ア)	第11の4(2)

2 基本情報

申立日	R4.10.31	全部和解成立日	R6.8.23
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	1,320,000	H23.3～R1.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,000,000	H23.3～H23.4、H26.3～H27.10	※2
全部和解	財物損害	家財	1,686,393		※3
全部和解	財物損害	その他動産	4,900,799		※3
		小計	8,907,192		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,370,000	H23.9～H30.3	※2
		小計	2,370,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,370,000	H23.9～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	100,000		※2
		小計	2,470,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	13,747,192
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1　中間指針第３の２

帰還困難区域（大熊町）に居住し兼業農家であった申立人Ａ（夫）及びいずれも追加申

立人であるＢ（母）、Ｃ（妻）、Ｄ（長女）、Ｅ（二女）、Ｆ（三女）は、原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたが、原発事故後は農業ができなくなり、その分米や野菜を購入する費用が増加したとして、生活費増加費用の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、農業団体を通じた団体賠償で支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、自家消費米及び野菜の購入費用に係る損害として、申立人らに対し、平成２３年３月から令和元年１２月分まで合計１５９万円（月間１万５０００円×１０６か月分）の賠償（ただし、農業団体を通じた団体賠償で支払済みの自家消費野菜の賠償金合計２７万円を控除）を認める和解案を提示した。

中間指針第３の２Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、①申立人らについて、原発事故後複数箇所に分かれて避難をしたことにより家族別離が生じたとして〔電話聴取事項報告書〕、②申立人Ｂについて、原発事故後傷病を発症し、かかる傷病を抱えて避難をしたとして〔同報告書〕、③申立人Ｃについて、原発事故当時から自身も持病を抱えながら申立人Ｂを介護したとして〔同報告書〕、それぞれ日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した。東京電力は、①について、家族別離が生じた経緯が不明であり、原発事故との相当因果関係が認められない、②及び③について、申立人Ｂ及びＣの病状の程度に鑑みれば、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きかったとまでは認められないなどと主張して争った。パネルは、①申立人らについて、原発事故後の家族別離の状況や経緯等の事情をふまえ、平成２３年３月から同年４月まで月額７万円、平成２６年３月から平成２７年３月まで月額５万円、平成２７年４月から同年１０月まで月額３万円（合計１００万円）、②申立人Ｂについて、上記傷病の診断を受けた平成２３年９月から平成３０年３月まで月額３万円（合計２３７万円）、③申立人Ｃについて、自身も持病を抱えながら申立人Ｂの介護に当たっていたことも考慮して、平成２３年９月から平成３０年３月まで月額３万円及び一時金１０万円（合計２４７万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、⑥重度又は中等度の持病があること、⑦⑥の者の介護を恒常的に行ったこと、⑧家族の別離、二重生活等が生じたこという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Ⅴは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料の増額の方法としては、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の１０、中間指針第２の５

申立人らは、原発事故により、帰還困難区域（大熊町）の自宅において多数所持していた高額家財（着物、テーブル及びピアノ等合計３３点）及び農機具が価値を喪失したものの十分な賠償を受けていないとして、財物損害の賠償を求めた〔写真、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、高額家財及び農機具のいずれについても、直接請求手続において合理的な算定方法により算出した賠償額を全額支払済みであるなどと主張して争った。パネル

は、申立人らから提出された家財及び農機具の写真や原発事故時の状態、使用状況等に関する申立人らの具体的な申述、東京電力による査定結果等を踏まえて家財等の実質的耐用年数を算定し、家財の一部につき減価償却期間を１０年から５０年、残存価値を２０％とし、農機具の一部につき減価償却期間を３０年から４０年、残存価値を２７．６５％として原発事故時の価値を算出した額（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の１０Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第２の５は、損害の算定に当たっては、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2102		
事案の概要	居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らのうち、原発事故当時70歳代後半の専業主婦であった申立人母について、富岡町に60年近くにわたって居住しており、それ以前も富岡町に隣接する地域（楢葉町）に居住していたこと、親族や友人が富岡町や楢葉町に集中していたが、原発事故によって離散したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として、30万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R6.3.4	全部和解成立日	R6.11.13
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	300,000		※1
		小計	300,000		

申立人B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,110,000	H23.3～H26.3	※2
		小計	1,110,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,010,000	H23.3～H28.6	※3
		小計	2,010,000		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	3,420,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の２

原発事故時７０歳代後半の専業主婦であった申立人Ａ（申立人Ｂの母、追加申立て）は、居住制限区域（富岡町）に６０年近くにわたって居住しており、それ以前も富岡町に隣接する地域（楢葉町）に２０年近く居住していたこと、親族や友人が富岡町や楢葉町に集中していたが、原発事故によって離散したこと等の事情を主張して、生活基盤変容による精神的損害の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、生活基盤変容による精神的損害が個別具体的な事情に応じて増額され得るとしても、増額が認められるためには、原発事故前の状況から「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎

付ける個別事情がある場合に限られるという前提に立った上で、原発事故前の状況から「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎付ける個別事情が明らかであるとはいえず、増額分の支払いに応じることはできないなどと主張して争った。パネルは、隣接地域も含めた当該地域での居住期間、地域社会等との強い関わり合いの事情等を考慮し、申立人Ａの生活基盤変容による精神的損害の増額分として、３０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅱは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人２５０万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ｂ（夫）及びＣ（妻、追加申立て）について、原発事故時いずれも３歳以上の幼児であった申立人Ｄ（第一子、追加申立て）及びＥ（第二子、追加申立て）の世話をしながらの避難であったことから、中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２及び中間指針第五次追補第２の４Ⅰ④に基づき、平成２３年３月から申立人Ｅが小学校に就学する前月の平成２６年３月までの期間につき、日常生活阻害慰謝料の増額分として月額３万円の賠償を認めたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

同居していた申立人らについて、家族が別離しての避難を余儀なくされたことから、中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２及び中間指針第五次追補第２の４Ⅰ⑧に基づき、別離が発生した平成２３年３月から別離が解消した平成２８年６月までの期間につき、日常生活阻害慰謝料の増額分として月額３万円ないし６万円の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	2103		
事案の概要	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した原発事故当時75歳の亡父（令和4年死亡。申立人らが相続）について、浪江町に約50年間居住していたこと、勤務先の会社を退職した後は、畑仕事をしたり、地域の仲間とゲートボールや歌等の趣味を楽しんだりするなど、地域社会と一定の関わり合いを持っていたこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として30万円の賠償が認められるとともに、亡父と同居していた原発事故当時70歳の申立人母について、浪江町に約50年間居住していたこと、原発事故が起きるまで浪江町の自宅で理容店を営んでいたほか、亡父の畑仕事を手伝ったりするなど、地域社会と一定の関わり合いを持っていたこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として30万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R3.9.13	全部和解成立日	R6.11.22
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通（被相続人の損害）

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	300,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	810,000	H26.11～H30.3	※3
全部和解	財物損害	墓	1,649,049		※4
全部和解	財物損害	その他動産	316,575		※5
全部和解	財物損害	その他動産	400,000		※5
		小計	6,275,624		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	566,667	H23.3～H30.3	※6
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,110,000	H26.11～H30.3	※3
		小計	4,476,667		

申立人Ｂ

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	300,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,460,000	H23.10～H30.3	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	625,800	H26.6～R5.8	※7
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	98,340	H26.6～R5.8	※7
全部和解	生命・身体的損害	その他	255,060		※7
			小計 5,539,200		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	16,291,491
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の２

申立人ら（申立人Ａ（長女）、Ｂ（母、追加申立て）及びＣ（二女、追加申立て））は、被相続人である亡父（令和４年死亡。申立人らが相続。）並びに申立人Ａ及びＢについて、原発事故当時、いずれも避難指示解除準備区域（浪江町）に居住しており、被相続人については、同町での居住期間が約５０年間にわたり、勤務先の会社を退職後は畑仕事をしたり、地域の仲間とゲートボールや歌等の趣味を楽しんだりしていたこと、申立人Ｂについては、同町での居住期間が約５０年間にわたり、原発事故時まで浪江町の自宅で理容店を営んでいたほか、被相続人の畑仕事を手伝ったりしていたこと等の事情を挙げて、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、各人に中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円の賠償を認める一方で、増額分については、かなりの程度を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られ、申立人らの挙げる事情ではかかる事情が明らかとはいえないなどと主張して争った。パネルは、被相続人並びに申立人Ａ及びＢについて、中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円の賠償を認めるとともに、被相続人及び申立人Ｂについて、各人の居住期間や地域社会等との関わり合い等の事情を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分として各３０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅱは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人２５０万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第２の１

避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅から同区域外へ避難した被相続人並びに申立人Ａ及びＢについて、いずれも原発事故発生時に東京電力株式会社福島第一原子力発電所か

ら半径２０キロメートル圏内に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされたことから、中間指針第五次追補第２の１に基づき、過酷避難状況による精神的損害として各３０万の賠償が認められたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としているところ、中間指針第五次追補第２の４に基づき、被相続人が介護を要する状態で避難をし、申立人Ａがその介護をしたこと、申立人Ｂが抑うつ状態で避難をしたことを理由に、被相続人及び申立人Ａの日常生活阻害慰謝料については、被相続人が介護を要する状態になった平成２６年１１月から平成３０年３月まで各月額３万円の増額（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）を、申立人Ｂの日常生活阻害慰謝料については、同人が抑うつ状態になり通院を開始した平成２３年１０月から平成３０年３月まで月額１万円から月額３万円の増額を認める和解案が提示されたものである。

※４　中間指針第３の１０

中間指針第３の１０Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに基づき、避難指示解除準備区域（浪江町）にあった被相続人の墓及びこれとは別に購入していた墓地区画について、原発事故による避難のため墓の移転を余儀なくされ又は墓地区画を使用出来なくなったことを理由に、提出された資料や購入時から原発事故時までの経過年数等の事情を踏まえ、上記墓の移転費用（墓所墓石代金、法要代金及び墓石解体撤去工事費用）及び上記墓地区画の購入代金の８割を認める和解案が提示されたものである。

※５　中間指針第３の１０

中間指針第３の１０Ⅰに基づき、避難指示解除準備区域（浪江町）の被相続人の自宅にあった家財（家庭用医療機器及び建具）について、原発事故による避難のため使用出来なくなったことを理由に、提出された資料や購入時から原発事故時までの経過年数等の事情を踏まえ、家庭用医療機器につき購入金額の５割、建具につき直接請求手続における仏壇の定額賠償の金額を認める和解案が提示されたものである。

※６　中間指針第３の２

中間指針第３の２Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに基づき、自家消費野菜に関する増加費用として平成２３年３月から平成３０年３月まで合計５６万６６６７円（年額８万円）の賠償が認められたものである。

※７　中間指針第３の５

中間指針第３の５Ⅰは、避難等対象者が原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化したことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに基づき、申立人Ｂの通院期間である平成２６年６月から令和５年８月まで、合計６２万５８００円（日額４２００円）の慰謝料の賠償が認められたほか、通院交通費及び診断書取得費用の賠償が認められたものである（なお、上記通院期間の一部及び平成２６年５月以前の通院期間にかかる損害については、直接請求手続にて支払済み）。

※８　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の７）

申立人Ｂは、避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅で理容店を営んでいたところ、原発事故による避難のため営業が出来なくなったとして、営業損害の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において逸失利益として平成２３年３月分から平成２７年２月分まで及びそれ以降の将来分を支払済みであり、それ以上の支払いはできないなどと主張して争った。パネルは、既払金を超える損害を認めるに足る具体的な資料は提出されなかったため、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2104		
事案の概要	帰還困難区域（双葉町）に居住していた被相続人について、先祖代々続く農家の実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、農業を営み、地域の農業の中心的役割を担うなど地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として120万円の賠償が認められる（申立人が相続）などした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)	第1の9(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	R6.2.8	全部和解成立日	R6.11.27
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		371,610	R3.4～R6.3	※1
全部和解	財物損害	その他動産	1,313,191		※2
全部和解	精神的損害	増額分	270,000	H23.7～H23.8、H27.7～H28.1	※3
全部和解	避難費用	食費増加費用	406,667	H23.3～H28.3	※4
		小計	2,361,468		

被相続人分

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	7,000,000		※5
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	1,200,000		※5
		小計	8,200,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	10,561,468
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	7,470,000

※1　中間指針第３の７

申立人は、帰還困難区域（双葉町）内の自身が管理する田において平成１８年まで稲作をしており、自身の他の仕事が多忙となったため原発事故当時には当該田を貸して小作料を得ていたところ、田の賃貸借期間が終了する平成２８年からは自らが耕作する予定であったが原発事故による避難のため耕作できなくなったとして、前回までの和解仲介手続に

て和解した期間（平成２８年４月から令和３年３月まで）以降となる令和３年４月から令和６年３月までの稲作の逸失利益を請求した〔農地台帳、農用地利用集積計画書〕。東京電力は、申立人が自ら稲作を実施する蓋然性は原発事故時に稲作をしていた場合に比して低く、相当程度の減額がなされることが合理的である、原発事故の影響割合は前記和解の最終期間における３割よりも下回るなどと主張して争った。パネルは、令和３年４月から令和６年３月までの稲作の逸失利益について、申立人が田を自農していた可能性を６割、田を賃貸して小作料を得ていた可能性を４割として、それぞれの期待所得（稲作の自農につき１０アールあたり５万７４７０円、小作につき１０アールあたり１万４７００円）を前提とした年間基準額の合算額に、原発事故の影響割合として２割を乗じて算定した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の７Ⅰは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の１０

申立人は、帰還困難区域（双葉町）において所有していたトラクター等の農機具について、避難によって管理が不能になったとして財物損害の賠償を請求した〔写真、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、直接請求手続において各農機具につき個別算定した上で相当額を支払済みであり、これを超える賠償に応じることはできないなどと主張して争った。パネルは、直接請求手続における個別算定結果を参照して各農機具の取得価格及び原発事故時点での経過年数を認定した上で、最終残価率を２割、耐用可能年数を３０年（トラクターは４０年）として、当該農機具の時価相当額を算定した額（ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の１０は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、帰還困難区域（双葉町）内の自宅から被相続人（申立人の父）及び申立外妻と共に福島県外に避難したものの、平成２３年７月から同年８月の間は高齢の被相続人が避難先のワンルームのアパートの暑さに耐えられず一時親戚宅へ避難したために家族別離が生じ、また、平成２７年７月に被相続人及び申立外妻が福島県内に取得した住居に転居し、申立人が勤務先を退職して合流する平成２８年１月までの間も家族別離が生じたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人の家族別離は引越先の都合及び仕事の都合であり、原発事故との相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人の家族別離と原発事故との相当因果関係を認め、別離期間（平成２３年７月から同年８月まで及び平成２７年７月から平成２８年１月まで）につき月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、日常生活阻害慰謝料の月額の目安を１０万円（又は１２万円）とし、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、家族の別離、二重生活等が生じたことという事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には、この金額を増額するものとし、同Ⅴは具体的な損害額の算

定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※４　中間指針第３の２

申立人は、原発事故前は自家消費分の野菜及び果物を作っていたが、避難中は野菜及び果物を購入しなければならず、生活費が増加したとして、生活費増加費用を請求した〔陳述書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、購入額を裏付ける客観的資料が提出されていないなどと主張して争った。パネルは、自家消費のための野菜及び果物の購入費用について、平成２３年３月から、申立人が住居確保損害を受領しかつ転居して相当期間が経過したと考えられる平成２８年３月までの間、年額８万円相当（集団案件等で目安とされている、同居人数４人以下の自家消費野菜分増加費用）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の２Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による増加した生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※５　中間指針第五次追補第２の２

申立人は、帰還困難区域（双葉町）内に居住していた被相続人（申立人が相続。）について、先祖代々続く農家の実家で生まれ育ち、原発事故時の居住期間が８０年以上にわたっていたこと、農業を営み、地域の農業の中心的役割を担っていたこと、地元住民とのつながりが非常に深かったこと、福島県外への避難後も双葉町の自宅に帰ることを強く願い、少しでも近くにとの思いから福島県内に住宅を取得して転居するも、双葉町へは帰還できないまま平成２８年に逝去したこと等の事情を挙げて、生活基盤喪失による精神的損害（増額分を含む）を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人の請求する増額に関する個別事情は一定程度認められ得るが、帰還困難区域において生活基盤を喪失したという点は中間指針第五次追補の定める目安額（７００万円）において既に考慮されており、増額については居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較しても特段慎重に検討されるべきであって、仮に本件で増額が認められるとしても、金額は限定的なものとすべきであるなどと主張して争った。パネルは、被相続人について、被相続人の居住期間、地域社会等との強い関わり合いの状況等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として１２０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ｉは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人７００万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2105		
事案の概要	自主的避難等対象区域（玉川村、石川町）で飲食店を営む申立会社の営業損害について、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく同年8月分以降の営業損害として、直接請求手続による既払金（年間逸失利益の2倍相当額）を超える損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の4⑵ア		

2 基本情報

申立日	R5.4.18	全部和解成立日	R6.8.29
事故時住所	玉川村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		11,632,826	H27.8～	※1
		小計	11,632,826		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	11,632,826
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	11,124,635

※１　中間指針第７の４

申立人は、自主的避難等対象区域（玉川村、石川町）において飲食店を２店舗営んでいたが、原発事故の影響により客が減って売上が減少したところ、直接請求手続等において営業損害（逸失利益）の賠償を受けたものの、それを上回る損害が生じたとして、２店舗分の逸失利益の賠償を請求した〔確定申告書等〕。東京電力は、上記店舗の売上は原発事故前から減少し続けており、原発事故の影響により客が減少したとはいえないから、申立人には損害が生じておらず、仮に損害が生じているとしても、既払金を超える損害はないと主張して争った。パネルは、上記店舗の売上が原発事故の影響により減少したと認め（ただし、原発事故の影響割合は漸減。）、そのうち１店舗について、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく同年８月分以降の営業損害として、直接請求手続による既払金（年間逸失利益の２倍相当額）を超える損害が認められるとして、追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第７の４Ⅰ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2106		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母及び原発事故時未就学の子2名）について、平成23年3月に亡父と共に福島県外に避難し、同年5月に亡父のみ仕事のため同区域に戻ったが、申立人らは平成24年秋まで避難生活を継続したという経過を考慮して、①申立人子らに対し、家族別離を理由とする平成23年5月から同年9月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（各自月額3万円）の賠償を認めるとともに、②申立人母に対し、同年5月から平成24年8月までの家族間交通費の賠償を認めるなどした事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ｳ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ｲ)

2 基本情報

申立日	R5.6.23	全部和解成立日	R6.9.6
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	増額分	280,000	H23.3～H23.9	※1
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	160,000	H23.4～H23.12	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	366,080	H23.5～H24.8	※3
		小計	806,080		

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	160,000	H23.4～H23.12	※2
		小計	160,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23.5～H23.9	※4
		小計	150,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23.5～H23.9	※4
		小計	150,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	1,266,080
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人らが原発事故により避難し、申立人Ａ（母）が原発事故時満３歳以上小学校就学前であった申立人Ｂ（第一子)、同満３歳未満であった申立人Ｃ（第二子）の世話を恒常的に行っていたことから、中間指針第五次追補第２の４に基づき、申立人Ａの日常生活阻害慰謝料について、平成２３年３月から同年９月まで、申立人Ｂの世話につき月額１万円、申立人Ｃの世話につき月額３万円の増額を認める和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第３

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人Ａ及び被相続人（父。申立人Ａ、Ｂ、Ｃ及びＤ（原発事故後出生の第三子、追加申立て）が相続。）について、中間指針第五次追補第３に基づき、自主的避難等に係る損害として、２０万円から既払金４万円（平成２４年１２月５日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償である追加的費用等）を控除した各１６万円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の２

申立人Ａは、平成２３年３月に申立人ら（Ａ、Ｂ及びＣ）と被相続人が地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から福島県外に避難し、同年５月に被相続人のみ仕事のため同区域に戻ったが、申立人Ｂ及びＣが幼かったこともあり申立人らは放射能の影響を考慮して平成２４年秋まで避難生活を継続したことから家族別離が発生し、被相続人が申立人らの避難先に赴くための交通費が生じたとして、生活費増加費用の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）については平成２３年４月２２日に屋内退避区域の指定が解除されており、それ以降も申立人らが福島県外での避難生活を継続したことにより生じた家族別離は申立人らの判断によるものであり、当該区域の賠償の終期である平成２３年９月を超えて家族間交通費の支払いに応じることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、原発事故によって家族別離が発生したと判断した上で、申立人Ｂ及びＣが幼かったことを考慮して平成２３年１０月以降の避難継続に合理性があると認め、別離期間に相当する平成２３年５月から平成２４年８月までの家族間交通費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の２Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第３の２Ⅲは避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第３の２備考４は、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域についての相当期間は、平成２３年７月末までを目安としているところ、本件においては特段の事情があると判断され、これらに従った和解案が提示されたものである。

※４　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故による避難によって被相続人との家族別離が発生し、申立人Ｂ及びＣが幼かったこともあり精神的苦痛が大きかったとして、家族別離を理由とした日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、家族別離は申立人らの判断によるものなどと主張して争った。パネルは、原発事故による家族別離に伴い精神的苦痛があったと判断して、子である申立人Ｂ及びＣについて、家族別離を理由とする平成２３年５月から同年９月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（各自月額３万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６Ⅲは月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）とし、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、家族の別離、二重生活等が生じたことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Ⅴは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2107		
事案の概要	自主的避難等対象区域（いわき市）から福島県外に避難した申立人母子について、原発事故時0歳であった申立人子を連れての避難であり、避難先において苦労が多かったことを考慮して、申立人母に対し、精神的損害の増額分として5万円の賠償を認めるとともに、申立人らに対し、平成24年11月に帰還した際の費用（移動交通費及び引越しに係る交通費）の賠償を認めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)ウ-2	

2 基本情報

申立日	R6.4.26	全部和解成立日	R6.9.10
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	50,000	H23.3～H24.3	※1
		小計	50,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	85,600	H24.11	※2
		小計	85,600		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	135,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1　中間指針第五次追補第３、中間指針第五次追補第２の４

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人らは、原発事故発生直後から福島県外の親戚宅に避難し、避難先を複数箇所移転した後、平成２４年１１月にいわき市に帰還したところ、原発事故時０歳であった申立人Ｂ（子）を連れての避難であり、申立人Ａ（母）が親戚宅では気を遣い、親戚宅から避難先を移転した後は慣れない環境で、原発事故当時に居住していた実家から得られたであろう育児等の支援も受けられないなど苦労が多かったとして精神的損害の増額を求めた〔質問事項書回答、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、いわき市が自主的避難等対象区域であって、避難等対象区域に比べ放射線量が低く、むしろ避難等対象区域から多くの人が避難してきている状況にあったという事実を無視できない、申立人Ａのみが他の保護者と比してことさらに新生児の世話に難儀したと評価することは困難であるなどと主張して争った。パネルは、質問事項書回答及び電話聴取事項報告書等を踏まえ、申立人Ａに対し、乳幼児を連れての避難であり、避難先にお

いて苦労が多かったことを考慮して５万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、中間指針第五次追補第２の４備考２は同第２の４Ⅰの①から⑩までの増額事由は、避難指示等対象区域（中間指針第３の[対象区域]の（１）から（６）までをいう。）における日常生活阻害慰謝料に対する増額についてのものであるが、自主的避難等対象区域において避難を行った者についてもその根拠は妥当するというべきであるから、自主的避難等対象区域についての個別具体的事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべきであるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人らは、原発事故発生直後から福島県外に避難し、平成２４年１１月に自主的避難を終了していわき市へ帰還したところ、帰還費用（移動交通費、引越費用）が生じたとして、その賠償を求めた〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、いわき市からの避難について避難継続の合理性が認められる期間は、福島第一、第二原子力発電所からの距離、放射線量を踏まえると、子供あるいは妊婦においても平成２３年８月までであり、帰還費用の賠償終期も平成２３年８月３１日までになるなどと主張して争った。パネルは、申立人らがいわき市へ帰還した際の帰還費用（移動交通費、引越費用）について合理的な範囲内で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、平成２４年１月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人らは、避難費用及び避難生活における日用品等の購入のために生じた生活費増加費用の賠償を請求したが、既払金を超える損害を認めるに足る具体的な資料は提出されなかったため、パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2108		
事案の概要	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男（原発事故当時61歳）について、原発事故が原因で精神科に通院するようになった亡母（平成25年9月死亡）を介護するため平成24年9月に勤務先を退職せざるを得なかったことなどから、同年10月分から平成27年3月分までの就労不能損害として319万0200円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	R4.6.30	全部和解成立日	R6.9.11
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※2
一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3～H24.8	※4
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3～H24.8	※4
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H23.8～H24.8	※4
全部和解	就労不能損害	減収分	3,190,200	H24.10～H27.3	※1
		小計	5,360,200		

申立人A、B、C共通（被相続人Dの損害）

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	375,000		※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	150,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	405,000	H23.3～H24.8	※5
		小計	930,000		

申立人A、B、C共通（被相続人Eの損害）

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	375,000		※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	150,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	292,500	H23.8～H24.8	※6
		小計	817,500		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	7,107,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の８

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人Ａ（原発事故時６１歳）は、原発事故が原因で精神科に通院するようになった母である被相続人Ｅ（平成２５年９月死亡）を介護するため、平成２４年９月に勤務先を退職せざるを得なかったなどとして、同年１０月分以降の就労不能損害の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書、在職証明書、発令通知書〕。東京電力は、申立人Ａの年齢等からすると退職は自身の判断によるものと思われる、仮に被相続人Ｅの介護のためにやむを得ず退職したのであったとしても、嘱託職員として１年ごとの契約で勤務していた申立人Ａの雇用がその後も継続される蓋然性が高かったとはいえないから、就労不能損害が認められる期間は限定的であるべきなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａに対する電話聴取の結果等を踏まえ、平成２７年３月分までの減収分について原発事故との相当因果関係が認められると判断し、就労不能損害として、平成２４年１０月分から平成２７年３月分までの減収分（ただし、原発事故の影響割合について、平成２４年１０月分から平成２５年３月分までは１０割、平成２５年４月分から平成２６年３月分までは５割、平成２６年４月分から平成２７年３月分までは３割として算定。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の８は、避難指示等によりその就労が不能等となった勤労者について、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第２の２

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人Ａ、被相続人Ｄ（申立人Ａの父。妻である被相続人Ｅ、申立人Ａ、追加申立人Ｂ及びＣ並びに申立外１名が相続。）及び被相続人Ｅ（申立人Ａの母。申立人Ａ、Ｂ及びＣ並びに申立外１名が相続。）について、生活基盤変容による精神的損害として、それぞれ中間指針第五次追補の定める目安額５０万円が認められ、このうち被相続人Ｄ及びＥの損害については、いずれも申立人Ａ、Ｂ及びＣに対し、法定相続分に応じた賠償が認められたものである。

※３　中間指針第五次追補第３

緊急時避難準備区域に住居があった申立人Ａ、被相続人Ｄ及びＥについて、平成２３年４月２２日の同区域の指定以降、同区域から避難せずに滞在した期間があったことから、自主的避難等対象者の場合に準じ、それぞれ自主的避難等に係る損害２０万円が認められ、

このうち被相続人Ｄ及びＥの損害については、いずれも申立人Ａ、Ｂ及びＣに対し、法定相続分に応じた賠償が認められたものである。

※４　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ａの日常生活阻害慰謝料について、①申立人Ｆ及び追加申立人Ｇ（申立人Ａの妻及び孫）との別離が生じたことを理由とする平成２３年３月から平成２４年８月までの増額分月額３万円、②被相続人Ｄの介護を理由とする平成２３年３月から平成２４年８月までの増額分月額３万円、③被相続人Ｅの介護を理由とする平成２３年８月から平成２４年８月までの増額分月額３万円の各賠償が認められたものである。

※５　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

被相続人Ｄについて、要介護状態にあったことを理由とする平成２３年３月から平成２４年８月までの日常生活阻害慰謝料の増額分月額３万円の損害が認められ、申立人Ａ、Ｂ及びＣに対し、法定相続分に応じた賠償が認められたものである。

※６　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

被相続人Ｅについて、精神の障害があったことを理由とする平成２３年８月から平成２４年８月までの日常生活阻害慰謝料の増額分月額３万円の損害が認められ、申立人Ａ、Ｂ及びＣに対し、法定相続分に応じた賠償が認められたものである。

※７　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Ｆ及びＧ並びに追加申立人Ｈ（申立人Ａの子）は、家族の別離が生じたことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。パネルは、同人らの請求意思が確認できないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2109		
事案の概要	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島県外に避難した申立人夫婦について、平成23年4月22日に緊急時避難準備区域が指定された後も避難先から同区域内にある勤務先に通勤していたことなどから、自主的避難等に係る損害として各20万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	R6.2.27	全部和解成立日	R6.9.11
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※1
		小計	200,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※1
		小計	200,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	400,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第３

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島県外に避難した申立人Ａ（夫）及びＢ（妻）は、平成２３年４月２２日に緊急時避難準備区域が指定された後も福島県外の避難先から同区域内にある勤務先に通勤しており、また、仕事の関係で同区域内の自宅で寝泊まりして勤務先に通勤することもあったことなどとして、自主的避難等に係る損害の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、原発事故時点の住所が避難指示等対象区域内にあった者のうち、対象期間（平成２３年４月２３日から同年１２月３１日まで）に、避難指示等対象区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在していた子供及び妊婦以外の者を自主的避難等に係る損害の賠償対象としているところ、申立人Ａ及びＢは、仕事の関係で避難指示等対象区域である緊急時避難準備区域に一時立入をしていたに過ぎず、避難指示等対象区域に避難または滞在していたということはできず、自主的避難等に

係る損害の賠償対象外であるなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａ及びＢが、対象期間中に、福島県外の避難先から緊急時避難準備区域内にある勤務先に通勤していたこと、仕事の関係で同区域内の自宅で寝泊まりすることもあったこと等を踏まえて〔電話聴取事項報告書〕、避難指示等対象区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在していた者に準じるものと認め、自主的避難等に係る損害として各２０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第２の２）

申立人ら（Ａ、Ｂ、Ｃ（長男）及びＤ（二男の妻））は、生活基盤変容による精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において生活基盤変容による精神的損害として申立人ら各人に対して５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）を支払済みであるところ、この金額を超える支払には応じられないなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人らは、家族別離を理由に精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、仮に家族別離が生じていたとしても、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと判断できる材料がないなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2110		
事案の概要	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、原発事故の影響により自宅近くの田畑で栽培していた野菜や米の自家消費ができなくなり、これに代わる購入費用の支出を余儀なくされたと認め、平成23年3月から平成28年3月までの生活費増加費用として、原発事故の影響割合を考慮して算定された自家消費野菜・米購入費の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	R5.8.7	全部和解成立日	R6.9.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
		小計	500,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
		小計	500,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
		小計	500,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
		小計	500,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	423,000	H23.3～H28.3	※2
		小計	423,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	2,423,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の２

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人Ａ（父）、Ｂ（母）、Ｃ（子）及び追加申立人Ｄ（祖母）について、生活基盤変容による精神的損害として各５０万円の賠償が認められたものである。

※２　中間指針第３の２、中間指針第二次追補第２の１、中間指針第五次追補第２の２

申立人らは、原発事故以前は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅近くの田畑で野菜及び米を生産し自家消費していたため、それらを購入する必要はなかったものの、原発事故後は、放射能汚染の不安から畑の除染が終わるまで野菜及び米を生産することができなくなり、生産を再開するまでスーパー等で購入せざるを得なかったとして、生活費増加費用（自家消費野菜及び米）の賠償を求めた〔食費増加費用についての陳述書、農地基本台帳、農地等賃貸借契約書、電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、食費増加費用については、申立人らに対する精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の支払いや農業に係る逸失利益の支払いの中に含まれており、仮に損害が認められる場合があるとしても、野菜については概ね平成２３年６月に出荷制限が解除されており、米についても平成２６年産から全量生産出荷管理を行うことを前提に同年以降の耕作は可能な状況であったことから、原発事故の寄与度割合は低減されるべきなどと主張して争った。パネルは、申立人らの陳述や提出された資料等を踏まえ、上記出荷制限の解除以降ないし平成２６年以降も、原発事故前と同等に野菜及び米の生産ができるわけではないとして、平成２３年３月から平成２８年３月までの期間を対象に、自家消費野菜及び米の購入費に係る損害の合計を月額１万円、自家消費野菜と米の割合を２対１とした上で、原発事故の影響割合を考慮して算定した額（自家消費米につき、平成２３年から平成２６年までを１０割、平成２７年及び平成２８年を５割として算定。自家消費野菜につき、平成２３年を１０割、平成２４年及び平成２５年を７割、平成２６年及び平成２７年を４割、平成２８年を１割として算定。）を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第３の２Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第３の２Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合のみ賠償の対象とし、中間指針第二次追補第２の１（２）Ⅲ、中間指針第五次追補第２の２Ⅰ①ⅲは、緊急時避難準備区域（楢葉町の同区域を除く）についての相当期間は、平成２４年８月末までを目安とし、中間指針第二次追補第２の１（２）備考３が参照する同（１）の備考７は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件においては特段の事情があると判断され、これらに従った和解案が提示されたものである。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（(中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について)）

申立人らは、精神的損害の増額分（家族別離が生じたこと、避難所を転々としたこと）の賠償を求めたが、東京電力は、前件の和解仲介手続において支払済みである又は増額すべき事情が認められないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2111		
事案の概要	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）について、申立人子が、特別な支援を要する勤務先施設の入所者ら（百名超）を避難させるため、入所者らを伴って関東地方所在の施設を含む避難先を転々とするなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、申立人子に過酷避難状況による精神的損害30万円（直接請求手続において賠償済み）とは別に精神的損害（一時金）30万円の賠償が認められたほか、申立人らに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として別離期間中月額3万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ	第1の8(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	R6.3.12	全部和解成立日	R6.9.26
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,950,000	H23.3～H28.7	※1
		小計	1,950,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	300,000		※2
		小計	300,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	2,250,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としているところ、中間指針第五次追補第２の４に基づき、原発事故当時、避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた申立人Ａ（母）、Ｂ（二女）、申立外父及び長女について、申立人Ａ、申立外父及び長女と申立人Ｂとの間で家族別離が生じたことを理由として、別離期間である平成２３年３月から平成２８年７月までの間の申立人らの日常生活阻害慰謝料につき、申立人ら２名合わせて月額３万円の増額を認める和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ｂは、原発事故当時、特別な支援を要する入所者らを支援する施設に勤務してい

たところ、原発事故後、同居家族と一人離れ、入所者ら（百名超）とともに避難することになり、他の職員の避難等による人手不足の中、過重かつ長時間の対応を余儀なくされたとして、精神的損害の賠償を請求した〔電話聴取書等〕。東京電力は、中間指針等に定められた避難等に係る慰謝料額は、最低限の基準ではなく、原発事故によって避難等対象者に生じる被害状況に基づく精神的苦痛を類型的・包括的に考慮して多数の被害者の精神的苦痛を慰謝するに足りる水準で定められたものであるところ、中間指針第五次追補に基づき、過酷避難状況による精神的損害等を支払済みであるので、既払金を超えて支払うことはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人Ｂの避難経過や避難先生活の状況、苦労等に関する陳述等を踏まえ、同人が入所者らとともに関東地方所在の施設を含む避難先を転々としつつ、慣れない避難先の環境の下で、入所者らの生活を支えるなど、過酷な避難状況にあったこと等を考慮して、申立人Ｂに対し、過酷避難状況による精神的損害３０万円（直接請求手続において賠償済み）とは別に、精神的損害（一時金）３０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６備考１１は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外に原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第３の６備考１１を適用して別途賠償の対象とすることができると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2112		
事案の概要	避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時胎児であった1名を含む子4名）について、申立人らによる精神的損害の賠償の請求は、東京電力から申立人らに対して支払われた既払金額を超える精神的損害は認められないとして申立人らの東京電力に対する請求をいずれも棄却した確定判決（中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したもの。）と矛盾・抵触するから、東京電力令和5年3月27日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられない旨の東京電力の主張を排斥し、申立人母に対し、妊娠中であることを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（30万円）、乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成29年3月まで合計269万円）の賠償を認めるとともに、申立人らに対し、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から同年5月まで各自9万円）の賠償を認めるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	R4.12.19	全部和解成立日	R6.10.1
事故時住所	楢葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H23.3～H23.5	※1
全部和解	精神的損害	その他	60,000		※4
		小計	150,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※5
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※6
全部和解	精神的損害	増額分	300,000		※2
全部和解	精神的損害	増額分	2,690,000	H23.3～H29.3	※3
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H23.3～H23.5	※1
		小計	3,580,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H23.3～H23.5	※1
		小計	90,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H23.3～H23.5	※1
		小計	90,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H23.3～H23.5	※1
		小計	90,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H23.3～H23.5	※1
全部和解	精神的損害	その他	370,000		※7
		小計	460,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	家財移動費用	89,000	H23.7～H28.3	※8
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	5,180,037	H23.7～H28.3	※8
		小計	5,269,037		

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	53,000	H23.3～H23.5	※8
		小計	53,000		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	9,782,037
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故後、申立人Ａ（父）が勤務先の施設の利用者等と共に避難することを余儀なくされたため、申立人Ａと申立人Ｂ（母）並びに申立人Ｃ、Ｄ、Ｅ及びＦ（いずれも子、追加申立て）との間で別離が生じたとして、平成２３年３月から同年５月までの日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔陳述書〕。東京電力は、申立人らについては、同人らが東京電力を被告として精神的損害に対する賠償を求めて提起した訴訟において、東京電力による既払金を超える精神的損害は認められないとして請求を棄却した判決が確定しており、本件における申立人らの請求はこれと矛盾・抵触するから、東京電

力令和５年３月２７日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられない旨主張した。パネルは、申立人らの間で別離が生じていたことを認めた上で、上記確定判決が中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したものであることや、同判決の判断内容等を考慮して、東京電力の上記主張を排斥し、申立人らにつき、平成２３年３月から同年５月まで各自月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Ⅴは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

原発事故当時妊娠中であった申立人Ｂについて、※１と同様に、日常生活阻害慰謝料の増額分として３０万円の一時金の賠償を認めたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

避難先で乳幼児である申立人Ｅ及びＦの世話を恒常的にしていた申立人Ｂについて、上記※１と同様に、平成２３年３月から平成２９年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として合計２６９万円（申立人Ｅ及びＦの年齢に応じ、平成２３年３月から平成２５年３月までは月額５万円、同年４月から平成２９年３月までは月額３万円）の賠償を認めたものである。

※４　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

勤務先の施設の利用者等と共に避難することを余儀なくされた申立人Ａについて、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいことから、一時金として６万円の賠償を認めたものである。

※５　中間指針第五次追補第２の１

避難指示解除準備区域に居住していた申立人Ｂについて、原発事故発生時に東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされたことから、過酷避難状況による精神的損害として３０万円の賠償を認めたものである。

※６　中間指針第五次追補第３

避難指示解除準備区域に居住していた申立人Ｂについて、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、中間指針第五次追補第３に基づき、自主的避難等に係る損害として２０万円の賠償を認めたものである。

※７　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

原発事故にごく近接した時期に出生した申立人Ｆについて、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいことから、一時金として３７万円の賠償を認めたものである。なお、申立人Ｆについては、これとは別に、直接請求手続において、生活基盤変容に準じる精神的損害として合計２１９万円が賠償されている。

※８　中間指針第３の２

避難費用として、避難先への家財移動費用、避難先の家賃等の生活費増加費用、別離期間中の家族間交通費の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	2113		
事案の概要	自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に居住していた申立人らについて、居住地の福島第一原子力発電所との位置関係、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、原発事故後の申立人らの生活状況等を踏まえ、中間指針第五次追補で定められた自主的避難等対象区域の住民に対する賠償と同水準の賠償（大人1人当たり20万円、子供1人当たり40万円）が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第10の2(1)		

2 基本情報

申立日	R5.12.1	全部和解成立日	R6.10.1
事故時住所	宮城県伊具郡丸森町		
申立人人数	7	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用		100,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H23.12	※1
		小計	200,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用		100,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H23.12	※1
		小計	200,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用		200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	その他		80,000	H24.1～H24.8	※1
		小計	520,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用		200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	その他		80,000	H24.1～H24.8	※1
		小計	520,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用		200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	その他		80,000	H24.1～H24.8	※1
		小計	520,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用		200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	その他		80,000	H24.1～H24.8	※1
		小計	520,000		

申立人G

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用		200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	その他		80,000	H24.1～H24.8	※1
		小計	520,000		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	3,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,600,000

※１　中間指針第五次追補第３

申立人らは、自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区（以下「筆甫地区」という。）に居住していたところ、同地区の住民らが自主的避難等対象区域と同等の賠償を求めて集団で申立てを行い当該賠償を認める和解が成立した事例（公表番号１０２８）と同様の賠償を求めるとともに、中間指針第五次追補を踏まえた令和５年１月３１日付け東京電力プレスリリースに基づく福島県県南地域または宮城県丸森町を対象とする自主的避難等に係る損害の賠償等を求めた。東京電力は、申立人らの居住する筆甫地区は自主的避難等対象区域には該当しないこと、本件和解仲介手続中に上記東京電力プレスリリースに基づく支払を行ったこと、宮城県健康影響に関する有識者会議報告書によれば、筆甫地区における客観的な放射線量の測定値は、科学的・医学的な観点からは、およそ健康への悪影響は考えられず、健康調査の必要性はないとされていること等を指摘するとともに、既払金を超えて支払うべき個別事情が確認できないなどと主張して争った。パネルは、申立人らについて、中間指針第五次追補第３［自主的避難等対象区域］備考２において示された①福島第一原子力発電所からの距離、②避難指示等対象区域との近接性、③放射線量に関する情報及び④居住する市町村の自主的避難の状況等の要素を総合的に勘案し、

自主的避難等対象区域と同等程度の状況にあったと認定し自主的避難等対象区域と同等の賠償を認め得るとして、原発事故時成人である申立人Ａ及びＢに対し、それぞれ中間指針第五次追補第３が妊婦以外の大人である自主的避難等対象者に認める目安額２０万円と同等の金額（生活費増加費用１０万円及び精神的損害１０万円）を認める和解案を提示し、また、子供である申立人ＣないしＧに対し、それぞれ中間指針第五次追補第３が子供である自主的避難等対象者に認める目安額４０万円と同等の金額（生活費増加費２０万円及び精神的損害２０万円）及び平成２４年１２月５日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償（自主的避難等対象区域を対象とする精神的損害等８万円及び追加的費用等４万円）と同等の金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３［自主的避難等対象区域］備考４は、自主的避難等対象区域以外の地域についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2114		
事案の概要	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人夫及び子2名（うち1名は原発事故後に出生）と共に避難した申立人妻について、妊娠中であったにもかかわらず、原発事故後約1か月間は体育館での避難生活を余儀なくされ、一時は体調が悪化するなど、苦労の多い避難生活を送ったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成23年3月から同年9月まで妊娠中であったことを理由とする一時金50万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円から20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	R5.7.3	全部和解成立日	R6.10.7
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	85,000	H23.4～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	870,000	H23.4～H24.8	※2
			小計 955,000		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※3
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※4
			小計 700,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※3
早期一部和解	精神的損害	増額分	620,000	H23.3～H24.8	※5
早期一部和解	精神的損害	増額分	300,000		※6
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	H23.3～H23.9	※6
			小計 1,620,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※3
		小計	500,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	その他	30,000	H23.9.8～H23.9.30	※7
		小計	30,000		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	3,805,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の２、中間指針第二次追補第２の１、中間指針第五次追補第２の２

原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人Ａ（夫)、Ｂ（妻)、Ｃ（長女）及び原発事故後に出生したＤ（長男）について、申立人Ａが短期間の避難を経て平成２３年４月に原町区の自宅へ戻って以降、放射能汚染の心配から、ミネラルウォーターを購入するようになったとして、かかるミネラルウォーターの購入費用の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、南相馬市における水道水の摂取制限は平成２３年３月末時点で概ね解除されており、ミネラルウォーターを購入する必要性はない、仮に必要性が肯定されるとしても、生活費増加費用については精神的損害と合算した金額をもって両者の損害額とするのが合理的であり、既に精神的損害に係る賠償金を支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、申立人らの主張を踏まえ、ミネラルウォーターを購入する必要性を認め、平成２３年４月から平成２４年８月まで月額５０００円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の２Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第２の１（２）Ⅲ、中間指針第五次追補第２の２Ⅰ①ⅲは、緊急時避難準備区域（楢葉町の同区域を除く）についての相当期間は、平成２４年８月末までを目安としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としているところ、中間指針第五次追補第２の４に基づき、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において同居していた申立人らについて、申立人Ａ（夫）と申立人Ｂら（妻子ら）との間で家族別離が生じたことを理由として、平成２３年４月から同年８月まで月額３万円、長男が出生した平成２３年９月から平成２４年８月まで月額６万円の増額を認める和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第五次追補第２の２

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人Ａ（夫)、Ｂ（妻）及びＣ（長女）の生活基盤変容による精神的損害の目安額各５０万円の賠償が認められたものである。

※４　中間指針第五次追補第３

原発事故発生時に緊急時避難準備区域に住居があった申立人Ａについて、平成２３年４月２２日の同区域の指定以降、同区域から避難せずに滞在した期間があったことから、自主的避難等対象者の場合に準じ、自主的避難等に係る損害２０万円の賠償が認められたものである。

※５　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４は、④乳幼児の世話を恒常的に行ったという事由がある場合には、満３歳に満たない者の世話を恒常的に行っていた者については一人月額３万円、満３歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行っていた者については一人月額１万円を目安として、その増額をするものとしているところ、これらに従い、避難中、申立人Ｃ及びＤに対する世話を恒常的に行った申立人Ｂに対し、目安額どおりの賠償が認められたものである。

※６　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ｂ（妻）は、原発事故当時、申立人Ｄ（長男）を妊娠中であったところ、原発事故により避難を余儀なくされ、体育館では冷たく硬い床の上で過ごし、食事の栄養バランスも不十分な中、体調を悪化させたほか、その後も申立人Ａと別離し、幼い長女を抱えながら避難先を転々し、産婦人科を何度も変えるなど、苦労が大きかったとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した〔陳述書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Ｂが原発事故当時、申立人Ｄを妊娠していたことについて、一時金として中間指針第五次追補が示す目安額３０万円を支払うことを認めつつも、かかる目安額は多数の方々を対象とした合理的な額であるとして、目安額を超える賠償については既に支払い済みであるなどと主張して争った。パネルは、申立人Ｂの主張や避難経過を考慮して、中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から２０万円増額した５０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４は、⑤妊娠中であるという事由がある場合には、本件事故発生時に妊娠していた者については、その妊娠月齢にかかわらず一時金として３０万円を目安として、その増額をするものとしとし、同備考５は、個別事情を考慮して目安を上回る増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※７　中間指針第五次追補第２の２

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人Ｂの子として、原発事故以降、平成２３年９月末までに出生し、かつ、申立人Ｂと避難生活を共にした申立人Ｄ（平成２３年９月出生）について、東京電力プレスリリース（令和５年３月２７日付け）を踏まえ、生活基盤変容（中間指針第五次追補第２の２）に準じる精神的損害として、３万円の賠償を認めたものである（東京電力は、原発事故時点における生活の本拠が緊急時避難準備区域にあった者を親とし、原発事故以降、平成２３年９月末までに生まれ、かつ、その親と避難生活を共にした者について、生活基盤変容に準じる精神的損害として、出生月から平成２３年９月までの月数に３万円を乗じて算定した額の賠償を行うことを認めている。）。

1 事案の概要

公表番号	2115		
事案の概要	自主的避難等対象区域（古殿町）から平成24年11月頃に避難した申立人ら（父母及び子2名）について、申立人らの自宅周辺の山林において一定の空間放射線量が測定されていたにもかかわらず、同月時点で未だその除染がされていなかったこと、申立人子らがいずれも未就学児であったこと等の事情を考慮して、上記避難開始に合理性を認め、平成24年11月から平成25年12月までの避難費用（引越費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、二重生活に伴う生活費増加分）及び避難雑費の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	R5.5.30	全部和解成立日	R6.10.18
事故時住所	古殿町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	80,000	H23.3～H23.12	※2
		小計	80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	80,000	H23.3～H23.12	※2
		小計	80,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	95,000	H24.11～H25.12	※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	98,800	H24.1～H25.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H24.11～H25.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	336,000	H24.11～H25.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	220,800	H25.1～H25.12	※1
全部和解	避難雑費		560,000	H24.11～H25.12	※1
		小計	1,610,600		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	1,770,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人ら（Ａ（父）、Ｂ（母）並びにＣ及びＤ（いずれも原発事故時未就学の幼児））は、原発事故当時、自主的避難等対象区域（古殿町）において申立人Ａの両親と同居していたところ、原発事故後、平成２３年３月に県外の親戚宅へ自主的避難を実行した後、同年４月には原発事故当時の自宅に帰還したものの、平成２４年１１月に申立人らのみで県外への長期的避難を実行したため、避難費用、生活費増加費用等の支出を余儀なくされたとして、これらの損害に対する賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、平成２４年１月１日以降の自主的避難の合理性は認められず、同日以降の損害と原発事故との相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの自宅裏の山林において一定の空間放射線量が測定されていたにもかかわらずその除染がされていなかったこと、申立人Ｃ及びＤはいずれも未就学児の幼児であり外で遊ばせるのに不安があったこと等の申立人らの主張する状況を認めた上〔電話聴取事項報告書〕、平成２４年１１頃に実行した県外への再度の自主的避難の合理性を認め、引越費用、自給自足していた米・野菜を食べられなくなったことよる食費増加費用〔食費増加費用（米・野菜）についての陳述書〕、新たに買い直した家財道具購入費用、申立人Ａの両親と家族別離が生じ二重生活となったことによる光熱費等増加費用、一時帰宅費用及び避難雑費につき、損害を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、平成２４年１月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

中間指針第五次追補第３に定めのある自主的避難等に係る損害の賠償として、目安額２０万円から既払金１２万円を控除した８万円の賠償を認めたものである。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第３）

申立人らは、家族別離が生じたこと及び乳幼児を連れての避難であったことによる精神的損害の増額、就労不能損害、放射線測定器購入費用及び避難先への宿泊謝礼の賠償を請求したが、具体的な資料の提出がなかったこと等から、パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2116		
事案の概要	特定避難勧奨地点の設定を受けた川内村所在の申立人夫所有の土地建物について、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえて一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	R6.2.15	全部和解成立日	R6.10.23
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	336,825		※1
全部和解	財物損害	建物	573,277		※1
全部和解	精神的損害	増額分	330,000	H25.8～H26.6	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,350,000	H26.7～H30.3	※3
		小計	2,590,102		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,190,000	H23.3～H29.3	※4
		小計	2,190,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	4,780,102
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	450,000

※1　中間指針第３の１０、中間指針第二次追補第２の４

申立人Ａは、居住制限区域（富岡町）に居住し、川内村所在の特定避難勧奨地点に設定された土地建物（以下「本件土地建物」という。）を所有していたところ（原発事故当時申立人Ａの親族に貸していた。）、原発事故により本件土地建物を管理することができなくなり、その価値が減少したとして、価値減少分の損害の賠償を求めた〔固定資産税名寄帳兼課税台帳、電話聴取書等〕。東京電力は、本件土地建物の所在地は、平成２４年１２月に特定避難勧奨地点から旧緊急時避難準備区域に再編されているところ、旧緊急時避難準備区域については、当該区域での居住及び立入りは自由であり、財物の管理行為が制限されていないので、当該地点に存在する不動産は清掃、修繕、除染等を行うことにより適切

に管理することが可能であり、管理の不能等による財物価値の喪失又は減少分は基本的には存在しないなどと主張して争った。パネルは、放射線量が高いという客観的状況を踏まえて政府が避難を勧奨している以上、その避難勧奨に基づき土地建物を管理することができなかったことによる管理不能等に係る損害は賠償されるべきであるとして、それぞれ土地及び建物の時価相当額×避難月数（特定避難勧奨地点の設定が解除された時期である平成２４年１２月を終期とする。）÷７２か月×０．８（警戒区域等と異なり、避難を強制されていたわけではなく、勧奨されていたにとどまること等を考慮して設定した係数）の計算式で算定した損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の１０Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとし、中間指針第二次追補第２の４Ⅱは、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとしているところ、特定避難勧奨地点に設定された土地建物についてこれらに準じた和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としているところ、中間指針第五次追補第２の４に基づき、申立人Ａが重度又は中等度の持病を抱えて避難したことを理由に、申立人Ａの日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２５年８月から平成２６年６月までの期間について、月額３万円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としているところ、中間指針第五次追補第２の４に基づき、申立人Ａが障害を抱えて避難したことを理由に、申立人Ａの日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２６年７月から平成３０年３月までの期間について、月額３万円（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※４　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としているところ、中間指針第五次追補第２の４に基づき、居住制限区域（富岡町）から避難した申立人Ｂが乳幼児であった申立外の子（原発事故時０歳）の世話を恒常的に行ったことを理由に、申立人Ｂの日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年３月から平成２９年３月までの期間について、月額３万円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2117		
事案の概要	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父について、原発事故時の住所地である実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が70年以上にわたっていたこと、地域の祭典の役員を務めるなど、地域と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として80万円の賠償が認められるとともに、申立人父と同居していた申立人母について、南相馬市小高区で生まれ育ち、原発事故当時の同区での居住期間が70年以上にわたっていたこと、婚姻後は申立人父の実家の農業や地域の会合の手伝いをするなど、地域と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として80万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R6.3.7	全部和解成立日	R6.10.30
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	800,000		※1
		小計	3,350,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3～H30.3	※3
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	800,000		※1
		小計	3,350,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	120,000	H23.3～H29.2	※4
		小計	120,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	6,820,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の２

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人Ａ（申立人Ｃの父、追加申立て）は、原発事故当時の住所地である実家で生まれ育ち、原発事故時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、地域の祭典の役員を務めていたこと等の事情を主張し、申立人Ａと同居していた申立人Ｂ（申立人Ｃの母、追加申立て）は、南相馬市小高区で生まれ育ち、原発事故当時の同区での居住期間が７０年以上にわたっていたこと、婚姻後は申立人Ａの実家の農業や地域の会合の手伝いをしていたこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったこと等の事情を主張し、それぞれ生活基盤変容による精神的損害の増額分の請求をした〔電話聴取書〕。東京電力は、生活基盤変容による精神的損害が個別具体的な事情に応じて増額され得るとしても、増額が認められるためには、原発事故前の状況から「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎付ける個別事情がある場合に限られるという前提に立った上で、原発事故前の状況から「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎付ける個別事情が明らかであるとはいえず、増額分の支払に応じることはできないなどと主張して争った。パネルは、居住期間、地域社会等との関わり合いの事情等を考慮し、申立人Ａ及びＢの生活基盤変容による精神的損害の増額分として、それぞれ８０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅱは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人２５０万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ａについて、重度又は中等度の持病があることを理由とする平成２３年３月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分月額３万円の賠償が認められたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ｂについて、申立人Ａの介護を恒常的に行ったことを理由とする平成２３年３月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分月額３万円の賠償が認められたものである。

※４　中間指針第３の２

申立人Ａ及びＢについて、避難等による生活費増加費用（自家消費米として平成２３年３月から平成２９年２月まで合計１２万円）の賠償が認められたものである。

※５　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第３）

申立人Ｃの自主的避難等に係る損害については、直接請求手続で賠償済みであるとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2118		
事案の概要	自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら（夫婦及び原発事故当時未成年の子2名）について、原発事故後、福島県外に避難し、平成23年3月末頃に申立人ら夫婦の仕事の関係で自宅に戻り、未成年の子らも含め自宅にて生活していたが、同年11月下旬に自宅が特定避難勧奨地点に指定されたため、同年12月下旬に再び避難したという経過や、自宅周辺の放射線量が比較的高く、放射線被曝による健康不安を感じていたこと等を考慮し、相当量線量地域滞在者慰謝料（申立人夫婦につき各30万円、申立人子らにつき各60万円）及び精神的損害（一時金）（申立人夫婦につき各10万円、申立人子らにつき各20万円）の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ	第1の8の4(2)	

2 基本情報

申立日	R5.6.12	全部和解成立日	R6.10.17
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	300,000		※1
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※2
		小計	400,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	300,000		※1
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※2
		小計	400,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	600,000		※1
全部和解	精神的損害	その他	200,000		※2
		小計	800,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	600,000		※1
全部和解	精神的損害	その他	200,000		※2
		小計	800,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H23.3～H24.3	※3
		小計	390,000		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	2,790,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の３

申立人らは、原発事故発生時に特定避難勧奨地点に住居があったことから、パネルは、相当量線量地域滞在者慰謝料として、父母である申立人Ａ及びＢにつき各３０万円、子供である申立人Ｃ及びＤにつき各６０万円の賠償が認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の３は、原発事故発生時に特定避難勧奨地点に住居があった者につき、安心できる生活空間を享受する利益の一定期間にわたる侵害により生ずる健康不安を基礎とする精神的損害を賠償すべき損害とし、具体的な損害の算定に当たっては子供及び妊婦については６０万円を目安とし、子供及び妊婦以外の対象者については３０万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故後、福島県外に避難し、平成２３年３月末頃に自宅に戻ったが、同年１１月下旬に自宅が特定避難勧奨地点に指定され、同年１２月下旬に再び避難を余儀なくされるなどしたところ、その間に滞在していた自宅周辺の放射線量が高かったことによって放射線被曝による健康不安を感じたことから、そのような精神的苦痛に対する賠償を請求した〔陳述書、電話聴取報告書〕。東京電力は、申立人らの特定避難勧奨地点での滞在期間や同人らが感じた健康不安に対する賠償は、中間指針第五次追補の定める相当量線量地域滞在者慰謝料の目安額（上記※１）において考慮されているなどと主張して争った。パネルは、上記の申立人らの避難経過や、同人らの自宅の放射線量等の事情を考慮し〔放射線量の測定結果の通知文書〕、上記※１の相当量線量地域滞在者慰謝料の他に、精神的損害（一時金）として、申立人Ａ及びＢにつき各１０万円、申立人Ｃ及びＤにつき各２０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６の備考１１は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外に、原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第３の６の備考１１を適用して、別途賠償の対象とすることができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ａ及びＢが幼児である申立人Ｄの世話を恒常的に行ったことから、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年３月から平成２４年３月まで月額３万円の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	2119		
事案の概要	東京都において日本産冷凍水産物の中国への輸出販売業等を営む申立会社（令和5年2月設立）のALPS処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置による営業損害について、①輸出売上の減少により生じた逸失利益（令和5年8月分から令和6年10月分まで）として、前年同月の売上実績がない期間があるなどとして直接請求手続では賠償が認められなかったものの、会社設立後からALPS処理水放出までの輸出売上の実績及び申立人の事業態様等を考慮して設定した基準売上高によって算定した金額（ALPS処理水放出後の取引規模維持の蓋然性等を考慮して、原発事故の影響割合を8割として算定。）の賠償が認められたほか、②追加的費用として、輸出ができなかった水産物の保管料（令和6年8月分から同年10月分まで。原発事故の影響割合を10割として算定。）の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第5の5⑵イ		

2 基本情報

申立日	R6.4.30	全部和解成立日	R7.2.5
事故時住所	東京都港区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		71,025,899	R5.8～R6.10	※1
全部和解	風評被害・追加的費用		1,251,723	R6.8～R6.10	※2
		小計	72,277,622		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	72,277,622
	弁護士費用	2,168,329
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第７の５、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立会社は、令和５年２月に設立され、東京都において日本産冷凍水産物の中国への輸出販売業等を営むところ、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴い、日本産冷凍水産物を中国へ輸出することができず損害が発生したとして、令和５年８月から令和６年１０月までの前記輸出の部門に関する逸失利益の賠償を請求した〔履歴事項全部証明書、決算報告書、月別損益計算書、総勘定元帳、売上高推移、輸出許可通知書等〕。東京電力は、直接請求手続において、前年同月の売上実績がない期間があるなどとして賠償を認めず、本件和解仲介手続においても、申立会社の事業実績がＡＬＰＳ処理水放出前に約６か月間と限定的であり、売上や利益を算定する上で不確実な要素が大きいため、同放出に起因する損害の有無の認定及び損害額の算定には特に慎重な検討を要するなどと主張して争った。パネルは、令和５年８月から令和６年１０月までの逸失利益として、ＡＬＰＳ処理水放出までの輸出売上の実績及び申立会社の事業態様等を考慮して設定した基準売上高から対象期間における対象商品の売上高を控除した売上高差額に相当割合の貢献利益率を乗じ、さらに、ＡＬ

ＰＳ処理水放出後の取引規模維持の蓋然性等を考慮し、原発事故の影響割合を８割として算定した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第７の５Ⅱは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた減収分について原則として原発事故との相当因果関係を認めており、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、本件事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるところ、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りると認めているところ、これらに従った、又は準じた和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第７の５

申立人は、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴い、日本産冷凍水産物を中国へ輸出することができず、在庫商品を寄託先の倉庫で保管せざるを得なくなったとして、令和６年８月から同年１０月までに負担した保管料（追加的費用）を請求した〔寄託先からの請求書、振込一覧等〕。東京電力は、保管料の合意や保管料の妥当性を確認できる客観的資料の提示がなく保管料の支出がＡＬＰＳ処理水に起因する損害であるということはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人の請求する保管料はＡＬＰＳ処理水放出に起因して支出を余儀なくされたものであると認め、令和６年８月から同年１０月までに支出した保管料につき、追加的費用として申立人の請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第７の５Ⅱは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の追加的費用について原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った、又は準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2120		
事案の概要	熊本県で原木乾燥しいたけの集荷販売等を取り扱う農業協同組合である申立人（以下「申立人組合」という。）及び申立人組合の組合員である申立人ら（以下「申立人組合員ら」という。）の風評被害による営業損害について、原発事故後の原木乾燥しいたけの価格下落の状況、集荷販売量の動向、買い控えの発生状況及び商品の特性等を考慮して、①申立人組合員らの申立人組合を通じた平成24年7月から平成26年6月までの出荷販売に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故の影響割合を2割5分として算定。）及び②申立人組合が申立人組合員らの出荷販売額に応じて取得する平成24年7月から平成26年6月までの組合手数料に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故後に熊本県において申立人組合での集荷販売の割合が増加したことを考慮し、原発事故の影響割合を1割として算定。）が認められ、さらに、③申立人組合による原木乾燥しいたけの放射性物質検査費用（平成23年12月分について請求額全額。）が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第5の2⑵ウ		

2 基本情報

申立日	R2.12.22	全部和解成立日	R7.2.10
事故時住所	熊本県		
申立人人数	203	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 申立て、審理及び解決基準

本件は、熊本県で原木乾燥しいたけの集荷販売等を取り扱う農業協同組合である申立人（以下「申立人組合」という。）及び申立人組合の組合員である申立人ら（以下「申立人組合員ら」という。）が、原発事故によって原木乾燥しいたけへの風評被害が発生し、販売単価が下落して売上が減少したとして、申立人組合員らの申立人組合を通じた出荷販売分の逸失利益、並びに申立人組合の販売手数料の逸失利益及び検査費用の賠償を求めた集団申立てである。

パネルは、原木乾燥しいたけの価格推移や原発事故後の価格下落の状況、集荷販売量の動向、給食での使用停止等の買い控えの発生状況、商品の特性等を考慮して、平成24年7月から平成26年6月までの期間につき、申立人組合での市場販売における原木乾燥しいたけの販売単価下落と原発事故との相当因果関係を認め、以下の解決基準に基づき和解案を提示した。

① 申立人組合員ら（200世帯）の申立人組合を通じた原木乾燥しいたけの出荷販売に関する逸失利益

（1） 基準期間 平成21年7月から平成22年6月まで

（2） 対象期間 平成24年7月から平成26年6月まで

（3） 算定方法

原発事故前の販売単価との差額に基づき算定（価格差方式）。具体的には、基準期間と対象期間の販売単価（後述する②の組合手数料は控除して計算した額）の差額に対象期間の販売量を乗じ、さらに利益率96．82%を乗じて算定。

（4） 影響割合 2割5分

② 申立人組合が申立人組合員らの出荷販売額に応じて取得する組合手数料に関する逸失利益

（1） 基準期間 平成21年7月から平成22年6月まで

（2） 対象期間 平成24年7月から平成26年6月まで

（3） 算定方法

原発事故前の販売単価との差額に基づき算定（価格差方式）。具体的には、基準期間と対象期間の販売単価の差額に対象期間の販売量を乗じた数値に、手数料化率6．4%を乗じて算定。

（4） 影響割合 1割

③申立人組合による原木乾燥しいたけの放射性物質検査費用

平成23年12月分につき請求額全額

以下、和解の概要を説明する。

4 和解の概要

申立人A（申立人組合）

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,568,531	H24.7～H26.6	※2
全部和解	風評被害・検査費用（物）		102,300	H23.12	※3
		小計	2,670,831		

申立人Bら（200世帯・申立人組合員ら）

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		65,120,196	H24.7～H26.6	※1
		小計	65,120,196		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	67,791,027
	弁護士費用	2,033,731
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第７の２

（１）申立人組合員ら（当初２０２世帯であったが、一部打切りにより最終的には２００世帯）は、熊本県の申立人組合の市場において原木乾燥しいたけを販売していたところ、原発事故によって風評被害が発生し、販売単価が下落して売上が減少したと主張して、平成２３年７月から平成２６年６月までの申立人組合を通じた出荷販売分の逸失利益として、事故前４年間の平均販売単価と対象期間各年の販売単価の差額に対象期間各年の売上量を乗じ、さらに利益率９６．８２％を乗じて算定した金額の賠償を請求した〔給食食材の放射性物質検出が報告された自治体ホームページ、取引先に対して提示した放射性物質のモニタリング検査報告書、入札販売結果報告、生産者別年間販売実績表、申立人組合の附属明細書、損益計算書明細、取扱業者からの問合せ等、復興庁の風評対策強化指針関連予算事業一覧、熊本県議会会議録等〕。東京電力は、申立人らの主張するような風評被害の発生は確認できない、また仮に風評被害の発生を前提とするとしても、逸失利益の算定は売上高差額方式とし、利益率は統計上の平均的な集出荷経費を勘案して少なくとも７５％を超えるものではないなどと主張して争った。パネルは、前記３のとおり、申立人組合での市場販売における原木乾燥しいたけの販売単価下落と原発事故との相当因果関係を認め、以下の解決基準に基づき和解案を提示した。

ア　基準期間

原発事故前の価格推移等を考慮し、申立人組合の原発事故直近の事業年度である平成２１年７月から平成２２年６月までとした。

イ　対象期間

原発事故後の価格下落の状況、及び各年の生産量及び集荷販売量の動向等を考慮し、平成２４年７月から平成２６年６月までとした。

ウ　算定方法

原発事故後に熊本県において申立人組合での集荷販売の割合が増加しており、申立人組合員らにおいても前記の販売割合増加に伴って申立人組合での販売量が増加して

いる可能性があることを考慮し、申立人組合を通じた出荷販売における逸失利益の算定にあたっては、売上高差額方式ではなく、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定する価格差方式を採用した。

利益率（控除する経費相当分を算定する率）に関しては、本件は生産及び出荷販売が継続し、それらに係る経費は発生し続けている事案であり、控除の対象としては単価下落に伴い減少する経費が考えられるところ、申立人組合員らの逸失利益については出荷手数料を控除した額が請求されており、その余については被申立人の主張する統計においても単価下落に伴い減少すると考えられる経費分は僅少であることから、申立人主張の９６．８２％を採用した。

したがって、各申立人組合員らの逸失利益につき、基準期間と対象期間の販売単価（組合手数料は控除して計算した額）の差額に対象期間の販売量を乗じ、さらに利益率９６．８２％を乗じるという算定方法となった。

エ　影響割合

商品の特性等、全国及び熊本県における価格動向、買い控えの発生状況等、生産量及び集荷販売量、事故前からの需給状況等を考慮して、２割５分とした。

（２）中間指針第７の２Ⅳは、同Ⅰないし同Ⅲに掲げる損害のほか、農林業において原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型ごとに、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴、政府等による出荷制限指示の内容等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故の放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第７の２

（１）申立人組合は、原発事故によって原木乾燥しいたけに風評被害が発生して販売単価が下落したことに伴い、申立人組合が市場での出荷販売額に応じて取得する組合手数料の売上も減少したと主張して、平成２３年７月から平成２６年６月までの組合手数料に関する逸失利益として、事故前４年間の組合市場における平均販売単価と対象期間各年の販売単価の差額に対象期間各年の組合市場における売上量を乗じ、手数料率６．４１３％を乗じて算定した金額の賠償を請求した〔給食食材の放射性物質検出が報告された自治体ホームページ、取引先宛の放射性物質のモニタリング検査報告書、入札販売結果報告、生産者別年間販売実績表、申立人組合の附属明細書、損益計算書明細、取扱業者からの問合せ等、復興庁の風評対策強化指針関連予算事業一覧、熊本県議会会議録等〕。東京電力は、申立人らの主張するような風評被害の発生は確認できない、また仮に風評被害の発生を前提とするとしても、逸失利益の算定は売上高差額方式とすべきであるなどと主張して争った。パネルは、申立人組合員らの逸失利益と同様に、申立人組合での市場販売における原木乾燥しいたけの販売単価下落と原発事故との相当因果関係を認め、以下の解決基準に基づき和解案を提示した。

ア　基準期間

申立人組合員らの逸失利益と同じく、平成２１年７月から平成２２年６月までとした。

イ　対象期間

申立人組合員らの逸失利益と同じく、平成２４年７月から平成２６年６月までとし

た。

ウ　算定方法

申立人組合員らの逸失利益と同じく価格差方式を採用し、基準期間と対象期間の販売単価の差額に対象期間の申立人組合市場における販売量を乗じた数値に、手数料率６．４％を乗じて算定した。

エ　影響割合

商品の特性等、全国及び熊本県の価格動向、買い控えの発生状況等、生産量及び集荷販売量、事故前からの需給状況等に加え、原発事故後に熊本県において申立人組合での集荷販売の割合が増加したことを考慮して、１割とした。

（２）中間指針第７の２Ⅳは、同Ⅰないし同Ⅲに掲げる損害のほか、農林業において原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型ごとに、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴、政府等による出荷制限指示の内容等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故の放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第７の１

申立人組合は、原発事故によって原木乾燥しいたけに風評被害が発生し、取引先から放射性物質の検査を要求されるなどして検査費用の支出を余儀なくされたと主張して、平成２３年１２月に行った検査費用等を請求した〔給食食材の放射性物質検出が報告された自治体ホームページ、取引先宛の放射性物質のモニタリング検査報告書、入札販売結果報告、生産者別年間販売実績表、申立人組合の附属明細書、損益計算書明細、取扱業者からの問合せ等、復興庁の風評対策強化指針関連予算事業一覧、熊本県議会会議録、検査費用についての伝票、検査対象についての納品書等〕。東京電力は、申立人らの主張するような風評被害の発生は確認できず、その対応として支出された費用についても原発事故との相当因果関係を欠くなどと主張して争った。パネルは、取引先等からの問合せ状況や検査時期等を考慮し、検査費用として請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第７の１Ⅳ③は、風評被害の損害項目として、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2121		
事案の概要	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し同区域内の工場で勤務していた申立人について、原発事故の影響により当該工場が稼働を停止するなどしたため、平成23年6月に勤務先を退職することを余儀なくされたとして、平成24年6月から平成28年2月までの就労不能損害（原発事故の影響割合について、平成24年6月から平成27年2月までは10割、同年3月から平成28年2月までは6割として算定。なお、平成24年5月までは直接請求手続にて賠償済み。）が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	R5.7.11	全部和解成立日	R6.10.31
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	6,456,080	H24.6～H28.2	※1
		小計	6,456,080		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	6,456,080
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第７の１

申立人は、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同区域内の工場に勤務していたが、原発事故の影響により同工場の稼働が停止し再開の目処もたたなかったことから、平成２３年６月３０日付で退職を余儀なくされ、その後も再就職できなかったため、平成２３年７月以降の減収分の就労不能損害の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書、退職状況証明書〕。東京電力は、中間指針第二次追補において、就労不能損害の終期の参考としている公共用地の取得に伴う損失補償基準での離職者補償期間や雇用保険制度の失業手当給付日数は、いずれも概ね１年間とされているところ、申立人との間で平成２３年３月から平成２４年５月までの就労不能損害について直接請求手続にて賠償済みであり、同期間以降の就労不能損害について支払うことはできない、また、申立人は１年ごとの有期雇用契約であったところ、自動更新されることもなかったことは明らかで、原発事故後も引き続き長年の勤務継続を行える根拠はなかったなどと主張して争った。パネルは、申立人には４０年以上の勤務実績があり、定年の定めがないことから、その後の勤務が合理的に期待できる状況であったこと、高齢のため再就職は容易でなかったこと等の事情を考慮し〔電話聴取事項報告書、退職状況証明書〕、原発事故の影響割合を平成２４年６月から平成２７年２月まで１０割、同年３月から平成２８年２月まで６割として算定した賠償を認める

和解案を提示した。

中間指針第７の１Ⅳ②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化し、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2122		
事案の概要	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻及び申立人妻の実母である被相続人（申立人らが相続）について、①平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人に対し、障害（身体障害等級1級）及び要介護を理由として月額10万円の賠償を認めるとともに、申立人妻に対し、被相続人の介護を理由として月額6万円の賠償を認めたほか、②長年生活をしていた自宅から避難したことにより視力障害を有する被相続人の生活全般の介護が必要となったため、申立人妻の就労が困難になったという事情を勘案し、申立人妻に対し、直接請求手続での既払分以降の平成28年3月から被相続人の施設入所後一定期間が経過した平成30年10月まで、生命身体的損害にかかる就労不能損害（原発事故の影響割合は7割から3割に漸減）の賠償を認めるなどした事例。		
紹介箇所	第1の7⑵ア(エ)	第1の8⑵ウ(イ)	第1の10⑵ア(イ)

2 基本情報

申立日	R6.5.10	全部和解成立日	R6.11.1
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通（被相続人の損害）

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,000,000	H29.6～H30.3	※1
		小計	1,000,000		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H29.6～H30.3	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	4,378,300	H28.3～H30.10	※2
		小計	4,978,300		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	200,000		※3
		小計	200,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	6,178,300
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、申立人Ａ（妻）、申立人Ｂ（夫、追加申立て）及び身体障害等級１級且つ要介護の状態にあった被相続人（Ａの母でありＢの養母。令和３年死亡。被相続人の子である申立人Ｃ及びＤは追加申立て。被相続人については申立人らが相続。）が原発事故当

時、帰還困難区域（大熊町）に居住しており、被相続人については視力障がい（身体障害等級１級）且つ要介護の状態で避難し、申立人Ａについてはかかる状態の被相続人の世話をしていたとして、前回までの和解仲介手続で賠償を受けた期間以降である平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔身体障害者手帳、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料増額分として、被相続人に関しては介護を要していたとして月額３万円、申立人Ａに関しては被相続人の介護を理由として月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分を支払うことを認めた。パネルは、前回までの和解仲介手続の申立て時（同様の項目が請求された直近の申立てにおいては、被相続人につき月額１０万円、申立人Ａにつき月額６万円の日常生活阻害慰謝料増額分の和解が成立している。）から被相続人の障害及び要介護の状況が軽減されておらず、被相続人は室内でも一人で動けなくなり、申立人Ａが日常生活全般の介助をしていた状況を考慮し、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人に対し、障害及び要介護を理由として月額１０万円、申立人Ａに対し、被相続人の介護を理由として月額６万円の賠償をそれぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、日常生活阻害慰謝料の月額の目安を１０万円（又は１２万円）とし、中間指針第五次追補第２の２Ⅰ①ⅰは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域について、特段の事情がある場合を除き平成３０年３月末までを日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間の目安としている。また、中間指針第五次追補第２の４は、①要介護状態にあること、②身体又は精神の障害があること、③①又は②の介護を恒常的に行ったことという事由がある場合には、それぞれ月額３万円を目安として、その増額をするものとし、同備考３は、個別具体的事情を踏まえて目安を上回る増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の５、中間指針第３の８

申立人Ａは、視力障がいを有する被相続人が長年住み慣れた大熊町の自宅から避難したことにより一人では動けなくなったため、日常生活全般について介護が必要となり就労することができなかったとして、直接請求手続での既払分以降となる平成２８年３月からの就労不能損害を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、裁判例等に照らしても平成２６年２月までの就労不能損害が原発事故との相当因果関係があると考えるのが妥当であり、申立人らの個別事情を最大限に汲んで検討した結果として平成２８年２月分まで賠償をしており、それを超える支払いはできないなどと主張して争った。パネルは、平成２８年３月から被相続人の施設入所後一定期間が経過した平成３０年１０月までの間、生命身体的損害にかかる就労不能損害として、原発事故の影響割合を７割から３割に漸減して算定した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の５Ⅰは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化したことにより生じた逸失利益等を賠償すべき損害と認め、中間指針第３の８は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合には、給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとされているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の１０

申立人らは、申立人Ｂが帰還困難区域（大熊町）所在の自宅にて所有していた仏壇に関

し、直接請求手続において高額家財（家具）の賠償を請求して支払われた２０万円がその後行われた仏壇の賠償で控除されたことが妥当でないとして、仏壇の財物賠償未払分２０万円を請求した〔仏壇の写真、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、直接請求手続において、高額家財の請求意思のある方には高額家財における修理・清掃等相当額として２０万円を定型的に賠償し、仏壇の直接請求手続での賠償（定額５０万円）において当該２０万円を一律に控除する取扱いを行っているなどと主張して争った。パネルは、直接請求で支払われた高額家財の賠償金２０万円について仏壇に関するものではないと判断し、仏壇に関する財物賠償の未払分として２０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の１０Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2123		
事案の概要	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子3名）について、申立人らの居住していた地区（馬場地区）内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あったことから、これらの世帯と同様に、平成24年9月から平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料（基礎分及び増額分）の賠償が認められるとともに、申立人子3名について、避難開始当初の数日間、計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、一時金として各自5万円の精神的損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8(2)エ(ア)	第1の8(2)カ
	第1の8の4(2)		

2 基本情報

申立日	R6.4.1	全部和解成立日	R6.11.5
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H24.9～H27.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,860,000	H24.9～H27.3	※3
		小計	4,960,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H24.9～H27.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	930,000	H24.9～H27.3	※2
全部和解	精神的損害	その他	50,000		※4
		小計	4,080,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,750,000	H24.9～H27.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	930,000	H24.9～H27.3	※2
全部和解	精神的損害	その他	50,000		※4
		小計	3,730,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,750,000	H24.9～H27.3	※1
全部和解	精神的損害	その他	50,000		※4
		小計	2,800,000		

和解金合計額（弁護士費用除く）	15,570,000
弁護士費用	
手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の６、中間指針第二次追補第２の１、中間指針第五次追補第２の２

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区馬場地区。以下「馬場地区」という。）に居住していた申立人ら（Ａ（母）、Ｂ（未成年の第一子、追加申立て）、Ｃ（未成年の第二子、追加申立て）及びＤ（未成年の第三子、追加申立て））は、申立人らが居住していた馬場地区内に特定避難勧奨地点が存在しており、特定避難勧奨地点と申立人らの住居とで放射線量に大きな違いがなく、申立人らについても特定避難勧奨地点に設定された世帯と同等の期間である平成２７年３月までの日常生活阻害慰謝料の賠償がされるべきであると主張して日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた〔電話聴取報告書〕。東京電力は、特定避難勧奨地点とは、政府が住居単位で設定し、その住民に対して被曝線量に関する生活上の注意喚起、避難の支援・促進を行う地点とされているもので、地域単位で設定されているものではないことから、申立人らが居住していた馬場地区内に特定避難勧奨地点があるという事情のみからでは、特定避難勧奨地点に居住していた者と同じ賠償をするのは困難であるなどと主張して争った。パネルは、馬場地区内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あったことを考慮して、平成２７年３月までの避難継続に合理性を認めて、直接請求手続で賠償済みの期間以降である平成２４年９月から平成２７年３月までの日常生活阻害慰謝料（基礎分）の賠償（ただし、申立人Ｃ及びＤについては東京電力の平成２５年２月４日付けプレスリリース（旧緊急時避難準備区域における中学生以下の方および高等学校に在学していた方の精神的損害のお取扱いについて）に係る賠償３５万円を控除した額）を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第２の１（２）Ⅲ、中間指針第五次追補第２の２Ⅰ①ⅲは、緊急時避難準備区域（楢葉町の同区域を除く）についての相当期間は、平成２４年８月末までを目安とし、中間指針第二次追補第２の１（２）備考３が参照する同（１）の備考７は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件においては特段の事情があると判断され、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としているところ、申立人Ｂ及びＣについて、上記※１記載のとおり平成２７年３月までの避難継続に合理性を認めた上で、中間指針第五次追補第２の４に基づき、それぞれ障害を抱えて避難したことを理由に、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間につきそれぞれ月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、

総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としているところ、申立人Ａについて、上記※１記載のとおり平成２７年３月までの避難継続に合理性を認めた上で、中間指針第五次追補第２の４に基づき、いずれも障害を抱えていた申立人Ｂ及び申立人Ｃの介護を恒常的に行ったことを理由に、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間につき月額６万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※４　中間指針第３の６、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、避難開始当初の数日間、計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したことにより健康不安が生じたとして精神的損害の賠償を請求した〔電話聴取報告書〕。東京電力は、中間指針第五次追補の判断枠組みを踏まえると、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害（相当量線量地域滞在による精神的損害）の発生が類型的に認められる「対象者」（原発事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居があった者）以外の者に相当量線量地域滞在による精神的損害が認められるためには、避難の過程で計画的避難区域（又は特定避難勧奨地点）に一定期間（概ね１か月から２か月程度の間）滞在したこと、という要件を充足する必要があるところ、本件における申立人らは、原発事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居がなく、かつ、計画的避難区域（又は特定避難勧奨地点）に滞在したのが数日間にとどまるので、上記の要件を充足しておらず、相当量線量地域滞在による精神的損害の賠償は認められないなどと主張して争った。パネルは、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されている未成年者である申立人Ｂ、Ｃ及びＤについては、計画的避難区域（飯舘村）に滞在したのが数日間（車中泊）であったとしても、健康不安に基礎を置く精神的損害が認められると判断し、申立人Ｂ、Ｃ及びＤそれぞれに対し、５万円の精神的損害（一時金）を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６備考１１は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外に原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第３の６備考１１を適用して別途賠償の対象とすることができると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※５　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の２）

申立人らは、避難費用（賃貸料金）の賠償を請求した。東京電力は、避難費用（賃貸料金）の賠償を請求する趣旨等が不明であるなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2124		
事案の概要	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した被相続人祖母（申立人が相続）について、同区ないしその周辺での居住期間が約80年にわたっていたこと、近所の住民と交流したり、種々の地域活動にも参加したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと、自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として70万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R6.6.12	全部和解成立日	R6.11.6
事故時住所	埼玉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	700,000		※1
		小計	700,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	700,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の２

申立人は、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた被相続人祖母（申立人が相続。）について、約８０年にわたり同区ないしその周辺で居住していたこと、近所の農家で農作業を手伝い、収穫物を分けてもらったり、物々交換をしたりなど、近隣住民と密な交流があったこと、地元の寺の檀家として活動したほか、町内会に所属し、地域のお祭り等の行事や消防団の手伝いをするなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと、原発事故後は家族と別離し、遠方の県外での介護施設での避難生活を余儀なくされ、自宅に帰還できないまま逝去するに至ったこと等の事情を挙げて、生活基盤変容よる精神的損害の増額分を請求した〔陳述書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、中間指針第五次追補が生活基盤変容慰謝料の増額を許容するのは「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られ、かかる個別事情の有無に関しては、居住期間に加えて、地域社会等との関わり合い等の事情が総合的に検討・斟酌される必要があるところ、申立人の挙げる事情では、被相続人について「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情が明らかとはいえないなどと主張して争った。パネルは、被相続人の居住期間や地域社会等との関わり合い等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として７０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅱは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人２５０万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の２、中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第３の１０）

申立人は、被相続人らの避難費用、生活費増加費用（面会交通費）、日常生活阻害慰謝料の増額分及び財物損害の賠償を請求し、東京電力は、避難費用については具体的内容の説明や費用の発生を示す客観的資料の提出がない、生活費増加費用及び日常生活阻害慰謝料の増額分については既に支払済みである、財物損害については原発事故との相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2125		
事案の概要	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が90年を超えていたこと、地域内で仕事をしたり、近所の住民と交流したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として40万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R6.3.11	全部和解成立日	R6.11.8
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通（被相続人の損害）

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	400,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,200,000	H23.3～H27.3	※2
		小計	1,600,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,470,000	H23.3～H27.3	※3
		小計	1,470,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	3,070,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の２

申立人ら（申立人Ａ、Ｂ及び追加申立人Ｃ）は、被相続人（申立人らが相続。）について、居住期間が９０年を超えていたこと、地域内で仕事をしたり、近所の住民と交流するなどしていたこと等の事情を主張して、生活基盤変容による精神的損害の増額分の賠償を請求した〔電話聴取報告書〕。東京電力は、増額が許容されるのは「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られ、「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情の有無に関しては、「居住期間」に加えて「地域社会等との関わり合い等」の個別事情を総合的に検討・斟酌される必要があるところ、上記のような事情は被相続人と同じ対象区域で居住する者に一般的にみられる事情であり、他の被害者と比べてその精神的苦痛が大きいとまでは認められないなどと主張して争った。パネルは、被相続人の原発事故当時の居住期間や地域社会等との関わり合

い等の事情を考慮して、生活基盤変容による精神的損害の増額分として、４０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅲは、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人５０万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

被相続人が要介護の状態にあったことから〔介護保険被保険者証〕、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年３月から平成２７年３月まで月額３万円の賠償（ただし、直接請求手続による既払金を控除。）を認めたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ａ及びＢが、被相続人の介護を恒常的に行っていたことから、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年３月から平成２７年３月まで月額３万円の賠償を認めたものである。

※４　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の２、３、中間指針第五次追補第２の２、３）

申立人Ａ及びＢは、避難費用、生活費増加費用、一時立入費用、生活基盤変容慰謝料及び相当量線量地域滞在者慰謝料等の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続で支払済みである、中間指針が定める要件に該当しないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2126		
事案の概要	自主的避難等対象区域（いわき市）から県外に避難し、一時帰還したものの、再び県外に避難した申立人ら（母、未成年の長女、二女及び三女並びに長女の子2名（平成24年及び平成29年出生））について、二女及び三女の就学の状況や長女の子1名が出生したこと等を考慮して、平成24年1月から平成25年3月までの避難雑費の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	R5.10.19	全部和解成立日	R6.11.12
事故時住所	いわき市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E及びF共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		900,000	H24.1～H25.3	※1
		小計	900,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	900,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人ら（A（母）、B（未成年の長女）、C（未成年の二女）、D（未成年の三女）、E（長女の子、平成２４年出生、追加申立て）及びF（長女の子、平成２９年出生、追加申立て））は、原発事故後、平成２３年３月から平成２４年４月頃にかけて県外への短期間の避難を実行した後、いったん原発事故当時の自宅に帰還したものの、平成２３年１１月に県外への長期的避難を実行したとして、避難雑費の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、自主的避難の合理性が認められる期間は遅くとも平成２４年８月末までであり、平成２４年９月以降は特段の事情が必要であるが、本件では特段の事情はなく避難継続の合理性がないなどと主張して争った。パネルは、申立人C及びDの避難先での就学の状況や平成２４年に申立人Eが出生したこと等を考慮して避難継続の合理性を認め、平成２４年１月分から平成２５年３月分まで月額６万円（子１名につき月額２万円）の避難雑費の賠償を認める和解案を提示した（平成２３年分については、直接請求手続における既払金に含まれる。）。

中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、平成２４年１月以降に関する自主的避難等に係る損害につい

て、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第３）

申立人らは、避難費用、生活費増加費用、乳幼児を連れての避難であったこと等による精神的損害の増額、就労不能損害等の賠償を請求した。東京電力は、具体的な資料の提出がない、直接請求手続で支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2127		
事案の概要	放射能から少しでも逃れるために自主的避難等対象区域（いわき市）から福島県外への短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人ら（母及び子）について、平成24年1月から平成25年12月までの避難交通費として合計32万1000円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア		

2 基本情報

申立日	R5.5.30	全部和解成立日	R6.11.27
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	321,000	H24.1～H25.12	※1
		小計	321,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	321,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人Ａ（母）及びＢ（未成年の子）は、長期間の自主的避難は実行しなかったものの、放射能から少しでも逃れるために短期間の自主的避難を繰り返し行ったとして、短期の避難に要した移動交通費の賠償を請求した〔電話聴取書、写真等〕。東京電力は、各地の保養プログラムへの参加は申立人らの都合によるものである、北海道や沖縄等の遠方に避難する必要性はないなどと主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて平成２５年１２月までの短期避難の必要性を認め、平成２４年及び平成２５年中に負担した避難交通費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、平成２４年１月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人らは、生活費増加費用及び自主的避難等に係る損害の賠償を請求したが、パネルは、既払金を超える損害は認められないとして、これらを和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2128		
事案の概要	避難指示解除準備区域（双葉町）に居住していた申立人について、①同町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が70年以上にわたっていたこと、長年地元で漁業や農業に従事しつつ、消防団員や神社の氏子として活動するなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として70万円の賠償が認められたほか、②心臓の持病により身体障害等級1級の状態であった中で避難を余儀なくされたことに加え、一時別離した長男家族からの支援も得られなかったこと等を考慮した、障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円又は6万円。ただし、既払金は控除。）の賠償、③家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（長男家族との別離期間につき月額1万円）の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)	第1の8(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	R6.2.28	全部和解成立日	R6.12.4
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	700,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	570,000	H23.3～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	190,000	H23.3～H24.9	※3
		小計	1,460,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	1,460,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の２

申立人は、原発事故当時、避難指示解除準備区域（双葉町）に居住し、同町での居住期間が７０年以上にわたっていたことや、長年地元で漁業や農業に従事しつつ、消防団員や神社の氏子として活動するなど、双葉町の自然や地域のコミュニティーと深い関わり合いを持ちながら生活していたこと等の事情を挙げて、生活基盤喪失による精神的損害の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、双葉町の居住者が原発事故時点で一般的に有していた内容の生活基盤を原発事故後に喪失したという点は、中間指針第五次追補が定める生活基盤の喪失による精神的損害の目安額（７００万円）によって既に考慮されており、それを超える金額の生活基盤喪失による精神的損害が認められるためには、申立人が一般的な内容のものではない固有の生活基盤を有し、それが原発事故後に喪失したことを基礎付ける個別事情が主張・疎明される必要があるところ、かかる個別事情

が十分に明らかにされていないなどと主張して争った。パネルは、申立人の双葉町での居住期間や地域社会等との関わり合い等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害の増額分として７０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ｉは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人７００万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、原発事故当時、心臓の持病により身体障害等級１級の状態であったところ、かかる状態で避難を強いられ、持病以外の傷病も発症するなど、その精神的苦痛が大きかったとして、日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔身体障害者手帳、指定診断書、電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、中間指針第五次追補で示された、障害がある場合の精神的損害の増額の目安額月額３万円から直接請求手続における既払金を控除した額を支払うことを認めた。パネルは、申立人の症状や避難状況等を踏まえ、障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分として、一時別離した長男家族からの支援を得られなかった期間である平成２３年３月から平成２４年９月まで月額６万円及び長男家族と合流した後である平成２４年１０月から平成３０年３月まで月額３万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４は、②身体又は精神の障害があることという事由がある場合には、月額３万円を目安としてその増額をするものとし、同備考３は、個別具体的事情を踏まえて目安を上回る増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、原発事故による避難によって、双葉町の自宅で同居していた長男家族と別離し、その精神的苦痛が大きかったとして、日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいといえる具体的な事情までは確認できないなどと主張して争った。パネルは、申立人が障害を抱えていたことや、長男家族との別離によりその支援が得られなくなったこと等の事情を踏まえ、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年３月から平成２４年９月まで月額１万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Ⅴは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※４ 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の７、中間指針第３の２）

申立人は、営業損害（駐車場の賃料に係る逸失利益）及び生活費増加費用（自家消費野菜及び米）の賠償を求めたが、既払金を超える損害を認めるに足る具体的な資料は提出されなかったため、パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2129		
事案の概要	原発事故当時、肺気腫等により2年以上にわたって避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の病院に入院していた被相続人（申立人らのうち6名が相続）について、原発事故後1週間のうちに2度転院して避難したこと等を考慮し、過酷避難状況による精神的損害30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分15万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の2(2)		

2 基本情報

申立日	R5.7.12	全部和解成立日	R6.12.12
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況（増額分）	150,000	H23.3～H23.9	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	20,000	H23.3～H23.6	※4
		小計	3,170,000		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※5
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※6
		小計	700,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※5
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※6
		小計	700,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※5
		小計	500,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	870,000	H23.3～H25.7	※7
		小計	870,000		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	5,940,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の１

申立人ら（６名のうち４名は追加申立て。）は、被相続人（申立人らが相続。）について、原発事故当時、肺気腫等により２年以上にわたって避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の病院に入院しており、原発事故後１週間のうちに２度転院して避難したなどとして、過酷避難状況による精神的損害（増額分を含む）の賠償を請求した〔診断書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、中間指針第五次追補が定める目安額３０万円に１０万円を増額して４０万円を支払うことを認めた。パネルは、被相続人が人工呼吸管理のまま転院した状況や避難経過等を考慮し、過酷避難状況による精神的損害として、上記目安額３０万円及び増額分１５万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の１は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域については一人３０万円を目安とし、同備考４は避難状況等の個別具体的な事情に応じてこれを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第２の２

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の病院に入院していた被相続人について、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補第２の２が定める目安額２５０万円の賠償が認められたものである。

※３　中間指針第五次追補第３

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した被相続人について、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、中間指針第五次追補第３に基づき、自主的避難等に係る損害として２０万円の賠償が認められたものである。

※４　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

被相続人について、重度又は中等度の持病があることを理由とする平成２３年３月から同年６月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、既払金を控除。）の賠償が認められたものである。

※５　中間指針第五次追補第２の２

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅲに基づき、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人Ａ、Ｂ及びＣ（追加申立て）について、生活基盤変容による精神的損害として一人５０万円の目安額通りの賠償を認めたものである。

※６　中間指針第五次追補第３

緊急時避難準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人Ａ及びＢについて、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、中間指針第五次追補第３に基づき、自主的避難等に係る損害として２０万円の賠償が認められたものである。

※７　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ａ（父）、Ｂ（母）及びＣ（長男、追加申立て）との間で別離が生じ、通常の避難者と比べて大きな困難があったことから、平成２３年３月から平成２５年７月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	2130		
事案の概要	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた亡祖父（申立人長男が相続）及び亡祖母（申立人らのうち3名及び申立外1名が相続）並びに申立人父母及び長男の日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成23年3月から平成27年3月まで各自月額10万円を支払済み。）に関し、①亡祖父母及び申立人父母が別の場所に避難するなどして家族別離が生じたことから、申立人父に対し、家族別離を理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで月額3万円）の賠償を認めるとともに、②亡祖父母について、重度の持病があることを理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで、亡祖父につき月額3万円、亡祖母につき月額2万円として申立人らの法定相続分に応じた額）の賠償を認め、③申立人母に対し、亡祖父母の介護を理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで、亡祖父の介護につき月額3万円、亡祖母の介護につき月額1万円）の賠償を認めるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	R5.7.9	全部和解成立日	R6.12.13
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※4
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※5
全部和解	精神的損害	増額分	1,470,000	H23.3～H27.3	※1
		小計	2,170,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※4
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※5
全部和解	精神的損害	増額分	1,470,000	H23.3～H27.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	490,000	H23.3～H27.3	※2
		小計	2,660,000		

被相続人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,470,000	H23.3～H27.3	※3
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※4
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※5
		小計	2,170,000		

被相続人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	735,000	H23.3～H27.3	※3
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	375,000		※4
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	150,000	H23.4～H23.12	※5
		小計	1,260,000		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	8,260,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区馬場地区）に居住していた申立人Ａ（父）は、原発事故により同居していた申立人Ｂ（母）、被相続人Ｃ（祖父）、被相続人Ｄ（祖母）及び申立人Ｅ（申立人Ａ及びＢの長男、追加申立て）と別離が生じたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、過去の和解仲介手続において申立人ら家族がバラバラになり避難したことを踏まえて平成２７年３月まで１人当たり月額１０万円を支払っているから、既払金を超えて賠償に応じることはできないなどと主張して争った。パネルは、被相続人Ｃ及びＤ並びに申立人Ａ及びＢが別の場所に避難するなどして家族別離が生じていたと認めた上で、申立人らが居住していた南相馬市原町区馬場地区内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あり、これらの世帯と同様に、直接請求手続等により平成２３年３月から平成２７年３月まで各自月額１０万円が支払われていることを踏まえ、申立人Ａに対し、平成２３年３月から平成２７年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Ⅴは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人Ｂは、持病を抱える被相続人Ｃ及びＤを介護しながらの避難生活を強いられたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分を請求した〔診断書、電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、被相続人Ｃ及びＤの持病は「重度又は中等度」には該当しないなどと主張して争った。パネルは、被相続人Ｃ及びＤの持病は重度であり、申立人Ｂがその介護をしていたと認めた上で、上記※１のとおり馬場地区の状況等を踏まえ、平成２３年３月から平成２７年３月まで日常生活阻害慰謝料の各増額分（介護内容等を考慮して、被相続人Ｃの介護につき月額３万円、被相続人Ｄの介護につき月額１万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、⑦⑥の者の介護を恒常的に行ったことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Ⅴは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人Ｃ（申立人Ｅが相続。）及びＤ（申立人Ａ、Ｂ、Ｆ（追加申立て）及び申立外１名が相続。）が持病を抱えながらの避難生活を強いられたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分を請求した〔診断書、電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、被相続人Ｃが持病の診断を受けたのは緊急時避難準備区域の賠償終期である平成２４年８月を過ぎてからである上、被相続人Ｃは平成２４年３月には自宅に戻って一定の平穏な日常生活を回復している、被相続人Ｃ及びＤの持病は「重度又は中等度」に該当しないなどと主張して争った。パネルは、被相続人Ｃは原発事故当時から持病を抱えており、被相続人Ｃ及びＤの持病は重度であると認めた上で、上記※１のとおり馬場地区の状況等を踏まえ、平成２３年３月から平成２７年３月まで日常生活阻害慰謝料の各増額分（病状等を考慮して、被相続人Ｃにつき月額３万円、被相続人Ｄにつき月額２万円）を認め、被相続人Ｄの損害については申立人Ａ、Ｂ及びＦに対し法定相続分（４分の３）の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、⑥重度又は中等度の持病があることという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Ⅴは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※４　中間指針第五次追補第２の２

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅲは、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人５０万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※５　中間指針第五次追補第３

中間指針第五次追補第３は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じ

て賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※６　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の２、中間指針第３の８、中間指針第五次追補第３）

申立人らは、避難費用、申立人Ｂの就労不能損害及び申立人Ｅの自主的避難等に係る損害の賠償を請求し、東京電力は、直接請求手続において支払済みであり、それ以上の支払には応じられないなどと主張して争った。パネルは、これらを和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2131		
事案の概要	居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、直接請求手続で採用されていた申立会社の費用の固定費及び変動費への振分けの方法を見直して算定した平成29年1月から令和6年1月までの営業損害（逸失利益）の賠償が認められたほか、立木の財物損害及び除染費用（追加的費用）の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)	第1の9(2)イ(ウ)	第1の9(2)オ(ウ)
	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	R4.7.15	全部和解成立日	R6.12.16
事故時住所	飯舘村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		54,246,752	H29.1～R6.1	※1
全部和解	財物損害	その他	1,363,000		※2
全部和解	営業損害・追加的費用	除染費用	2,500,000	H29.7～R2.3	※3
		小計	58,109,752		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	58,109,752
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	35,557,629

※１　中間指針第３の７、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立会社は、居住制限区域（飯舘村）において林業を営み、国有林や民有林を伐採し、立木の販売や加工販売等を行っていたところ、原発事故により休業状態に至ったとして、東京電力プレスリリース（平成２８年１２月２６日付け）に基づき東京電力から賠償を受けたが、同プレスリリースに基づく既賠償額を超過した分の賠償を求めるその後の直接請求手続において東京電力が行った費用の固定費及び変動費の振り分け方法が合理的でないとして、算定方法の見直しによる営業損害（逸失利益）の賠償を請求した〔陳述書、確定申告書等〕。東京電力は、車両購入費について、申立会社の営業のためとは言い切れない内容のものが含まれているため一定割合にて按分して固定費・変動費に振り分けるべき、労働保険・社会保険料について、従業員不在にもかかわらず費用として計上されており内容が不明であるので固定費と考えられる按分割合を減少させ減額すべきであるとし、また、申立会社においては原発事故後に従業員がいなくなり、労働力が減少して原発事故前の利益を維持できる構造にないことから、影響割合を乗じるなどにより損害額が減額されるべ

きなどと主張して争った。パネルは、車両購入費については全額を固定費とし、労働保険・社会保険料については一部を固定費と分類し直すことにより再計算し、見直した貢献利益率に基づいて影響割合を乗ずることなく賠償金額を算定し、直接請求手続における既払分を控除した額の逸失利益（平成２９年１月から令和６年１月まで）の追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の７Ⅰは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認め、同Ⅲは、避難指示等の解除後も、同Ⅰの事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めており、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であって、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の１０

申立会社は、飯舘村の居住制限区域及び帰還困難区域所在の山林の所有者複数名との間で売買契約を締結した上で立木の伐採権を取得し、同村で立木の伐採・販売等の林業を営んでいたところ、原発事故により立木を伐採できなくなったとして、立木の伐採権の売買代金相当額の財物損害の賠償を請求した〔立木売買契約書、地図、写真、財物損害調査票、口頭審理における申立会社担当者の説明等〕。東京電力は、立木については立木所有者に対して賠償済みである、原発事故時の立木の商品性についての具体的状況は不明であるなどと主張して争った。パネルは、原発事故と相当因果関係が認められる財物価値の喪失があったと判断し、立木の伐採権の売買代金額のうち、売買契約締結の時期が原発事故に近接しているものについては売買代金額の全額、その他については自然災害など伐採の不確実性を考慮して売買代金額の９割の金額を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第３の１０Ⅱは、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合等には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の７、中間指針第二次追補第４

申立会社は、原発事故によって山林が放射能汚染されたため、除染作業のために平成２９年にブルドーザーを購入し除染に使用したとして、ブルドーザー購入費用の賠償を請求した〔機械売買契約書、領収証、写真、口頭審理における申立会社担当者の説明等〕。東京電力は、申立会社が行ったブルドーザーで立木を押し倒す抜倒木方式による除染は役場から弊害を指摘されたため申立会社が中止しており、購入前に役場に確認していればブルドーザーを購入しなかったといえ客観的に除染に必要とはいえない支出である、営業損害（逸失利益）の賠償において車両購入費を固定費として扱って賠償額を算定しているので賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、ブルドーザーの実際の使用可能年数を２０年間と見積り、除染として使用した約２．５年について計算した金額について除染費用として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の７Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用（除染費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第４Ⅰは、原発事故に由来する放射線物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2132		
事案の概要	居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人夫婦及び被相続人（申立人夫の母で、申立人らのうち4名が相続。）に関し、①被相続人については、事故時住所近隣で生まれ育ち、結婚後は事故時住所で生活していたため同区域での居住期間が80年を超えていたこと、近隣の米農家と共同で農作業を行い農閑期には親睦旅行に出掛けたり、婦人会に参加したりするなどして地域社会等と相当程度の関わり合いがあったことを考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として60万円の賠償が認められるとともに、②申立人夫（原発事故当時59歳）については、事故時住所で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が約60年にわたっていたこと、先祖代々引き継がれてきた農業に従事していたこと、地元の消防団員として約20年間活動したり、地域の芸能保存会の会員としても活動したりするなどして地域社会等との関わり合いがあったことを考慮し、また、申立人妻（原発事故当時58歳）については、結婚後事故時住所にて約35年間居住していたこと、婦人会に参加したり自宅に近隣住民を頻繁に招いて接待したりするなどして地域社会等との関わり合いがあったことを考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分としてそれぞれ20万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R6.2.27	全部和解成立日	R6.12.23
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

被相続人の損害

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	590,000	H23.3～H28.1	※3
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	600,000		※1
		小計	1,190,000		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	200,000		※2
		小計	200,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	200,000		※2
		小計	200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	415,000	H23.3～H30.3	※4
		小計	415,000		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	2,005,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の２

居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人Ａ並びに追加申立人Ｅ、Ｆ及びＧ（以下、「申立人Ａら」という。）は、被相続人（申立人Ａらの母。申立人Ａらが相続。）が原発事故時８８歳であり、事故時住所の近隣で生まれ育ち、結婚後は事故時住所で生活していたため、居住期間は８０年を超えており、農業を営んでいたこと、農閑期には近隣の農家と毎年旅行に出かけたり、婦人会に参加するなど地域社会等との関わり合いが相当程度あったことを主張して、生活基盤変容による精神的損害に対する賠償を中間指針第五次追補の定める目安額である２５０万円から増額することを求めた〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Ａらの主張する事情は対象区域の居住者に一般的に見られるものであり、原発事故による「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別具体的な事情を認めることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、調査官の申立人Ａに対する電話聴取の結果等を踏まえ、申立人Ａらが主張する被相続人の浪江町での居住年数や地域社会等との関わり合い等の事情から、被相続人につき、上記目安額から６０万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅱは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人２５０万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第２の２

申立人Ａ（夫）及びＢ（妻、追加申立て）は、申立人Ａについては、原発事故時５９歳であり、事故時住所で生まれ育ち、居住期間が約６０年にもわたり、先祖代々引き継がれてきた農業に従事していたこと、地元の消防団員として約２０年間活動したり、地域の芸能保存会の会員として活動したりするなどして地域社会等との関わり合いがあったことを主張し、また、申立人Ｂについては、原発事故時５８歳であり、結婚後事故時住所に約３５年間居住していたこと、婦人会に参加したり、地域の風習に従い自宅に近隣住民を頻繁に招いて接待するなどして地域社会等との関わり合いがあったことを主張し、それぞれ生活基盤変容による精神的損害に対する賠償を中間指針第五次追補の定める目安額である２５０万円から増額することを求めた〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Ａ及びＢの主張する事情は対象区域の居住者に一般的に見られるものであり、原発事故による「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別具体的な事情を認めることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、調査官の申立人Ａに対する電話聴取の結果等を踏まえ、申立人Ａ及びＢが主張する同人らの浪江町での居住年数や地域社会等

との関わり合い等の事情から、申立人Ａ及びＢにつき、上記目安額から各２０万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅱは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人２５０万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ａらは、被相続人が、原発事故当時介護を要する状態にありながら避難しており、その苦労は大きかったとして、日常生活慰謝料増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、要介護状態にあることの精神的損害の増額として、既払金を控除した５９万円を支払うことを認めた。パネルは、東京電力が支払を認めたとおりの和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４は、要介護状態にあることという事由がある場合には、月額３万円を目安として、その増額をするものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※４　中間指針第３の２、中間指針第五次追補第２の２

申立人Ａ、Ｂ、Ｃ（申立人Ａ及びＢの長男、追加申立て）及びＤ（申立人Ａ及びＢの長女、追加申立て）は、原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたが、避難によって米や野菜を購入することになり、その費用が増加したとして、生活費増加費用の賠償を請求した〔写真、地図、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、農業団体を通じた団体賠償で支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、生活費増加費用（自家消費野菜及び米）として、月額１万円に８５か月（平成２３年３月から平成３０年３月まで）を乗じた額から、農業団体を通じた団体賠償で支払済みの賠償金を控除した額を認める和解案を提示した。

中間指針第３の２Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第五次追補第２の２Ⅰ①ⅱは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域（ただし、大熊町又は双葉町の同区域を除く。）については、特段の事情がある場合を除き平成３０年３月末までを賠償の対象となる期間の目安としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※５　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の２、中間指針第五次追補第２の１、中間指針第五次追補第２の３、中間指針第五次追補第３）

申立人Ａは、面会交通費、過酷避難状況による精神的損害、相当量線量地域滞在者慰謝料及び自主的避難等に係る損害の賠償を請求し、東京電力は、面会交通費及び過酷避難状況による精神的損害については支払済みであるとし、その他の請求については、申立人はこれらの賠償の対象にはならないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2133		
事案の概要	原発事故発生の直前に帰還困難区域（双葉町）所在の病院で出生した申立人二女について、出生直後に退院を強いられたため、新生児に対して行われるべき病院での看護等を受けられなくなったこと、そのような状況の中で避難先を転々としたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として60万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円から30万円増額）の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の2(2)		

2 基本情報

申立日	R4.10.24	全部和解成立日	R7.3.7
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	2,160,000	H23.4～H30.3	※3
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H25.2～H25.6	※4
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H26.1～H26.3	※4
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H26.11～H27.9	※5
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H28.8～H29.6	※5
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※7
		小計	4,500,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	120,000	H23.3～H23.7	※6
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※7
		小計	1,620,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※2
		小計	1,300,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況（増額分）	300,000		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※2
		小計	1,600,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※2
		小計	1,000,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※2
		小計	1,000,000		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	11,020,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の１

帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら（二女Ｄ、追加申立てをした妻Ａ、夫Ｂ、長女Ｃ、長男Ｅ（原発事故後出生）及び二男Ｆ（原発事故後出生））は、申立人Ａが原発事故前日に申立人Ｄを入院中の帰還困難区域（双葉町）の病院で出産し、出産翌日の避難を余儀なくされたため、申立人Ｄが新生児に対して行われるべき病院での看護等をほとんど受けられなかったこと、申立人Ａらとともに複数箇所への避難を余儀なくされたこと等の事情を挙げて、過酷避難慰謝料（増額分を含む。）の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Ｅ及びＦについては対象期間である原発事故発生から６か月以内に出生していないことから支払対象外である旨主張して争ったが、申立人ＡないしＤについては、過酷避難慰謝料として中間指針第五次追補第２の１が示す目安額一人３０万円を支払うことを認め、申立人Ｄについては１０万円の限度で同慰謝料増額分も支払うことを認めた。パネルは、申立人ＡないしＤについて、過酷避難慰謝料として前記目安額３０万円の賠償を認めたほか、生後間もない申立人Ｄについては、新生児であれば本来受けられるはずであった病院での看護等を受けることができずに避難を余儀なくされ、避難先も複数箇所にわたっており体力的な負担も大きかったこと等を考慮して、過酷避難慰

謝料の増額分として３０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の１は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域については一人３０万円を目安とし、同備考４は避難状況等の個別具体的な事情に応じてこれを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２

帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らについて、中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２に基づき、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料として各１００万円（月額１０万円）の賠償を認めたものである。 なお、東京電力は、原発事故後出生の申立人Ｄ及びＥについても、対象期間（平成２９年６月から平成３０年３月まで）に既に出生しているか、対象期間中に出生しているとして、各１００万円を支払うことを認めた。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ａは、申立人Ａが原発事故当時乳幼児であった申立人Ｃ及びＤ、並びに、原発事故後に出生した申立人Ｅ及びＦの世話をしながら避難する中で、死産及び流産を経験したことから、その苦労は大きかったとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書、母子手帳、死胎火葬許可証等〕。東京電力は、申立人Ａは通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認め、対象乳幼児の年齢、人数に応じた増額分として３６１万５０００円の賠償を認めた上で、この金額から前回の和解仲介手続における既払金を控除した残額を追加で賠償することを認めた。パネルは、申立人Ａについて、乳幼児である申立人ＣないしＦの世話を恒常的に行ったことを理由として、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年４月から平成３０年３月までの期間につき月額６万円の増額分（ただし、この期間中の原発事故後に死産及び流産をした後それぞれ６か月間、合計１２か月間については特に苦労が大きかったとして月額９万円の増額分。）の賠償（ただし、前回の和解仲介手続における既払金を控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４は、④乳幼児の世話を恒常的に行ったという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、満３歳に満たない者の世話を恒常的に行っていた者については一人月額３万円、満３歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行っていた者については一人月額１万円を目安として、その増額をするものとし、同備考４は、個別事情を考慮してさらに増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※４　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ａについて、原発事故後に２回妊娠（いずれも死産または流産。）したことを理由として、中間指針第五次追補第２の４に基づき、それぞれの妊娠期間中（平成２５年２月から平成２５年６月まで及び平成２６年１月から平成２６年３月まで）につき日常生活阻害慰謝料の増額分（月額３万円）の賠償が認められたものである。

※５　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ａについて、原発事故後に申立人Ｅ及びＦを妊娠したことを理由として、中間指針第五次追補第２の４に基づき、日常生活阻害慰謝料の増額分として、それぞれの妊娠期間（平成２６年１１月から平成２７年９月まで及び平成２８年８月から平成２９年６月まで）につき月額３万円の賠償が認められたものである。

※６　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人ＢとＣとの家族別離が生じたことを理由として、中間指針第五次追補第２の４に基づき、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年４月から平成２３年７月までの４か月間について月額３万円の賠償が、申立人ＢとＤとの家族別離が生じたことを理由として、平成２３年３月から平成２３年７月までの５か月間について月額３万円の賠償が、ぞれぞれ世帯代表者である申立人Ｂに認められた上で、そこから前回の和解仲介手続における既払金を控除した残額の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※７　中間指針第五次追補第３

帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人Ａ及びＢについて、いずれも自主的避難等対象区域内に避難していたことから、中間指針第五次追補第３に基づき、自主的避難等に係る損害としてそれぞれ２０万円の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	2134		
事案の概要	居住制限区域（飯舘村）の自宅から避難した申立人夫婦について、直接請求手続により相当量線量地域滞在者慰謝料各30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）が支払われていたものの、飼育していた多数のペットの引取先等を探すのに苦労したため、平成23年4月の計画的避難区域の指定から更に2か月以上にわたり自宅での滞在を余儀なくされたこと、その間、水の確保が困難となり、農業用のため池で研いだ米を食べるなどしていたことから、同人らが周辺住民と比較してより大きな健康不安を抱いていたと認め、日常生活阻害慰謝料の増額分（一時金）各10万円が賠償されるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ		

2 基本情報

申立日	R6.8.26	全部和解成立日	R7.3.26
事故時住所	飯舘村		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,115,000	H23.3～H30.3	※2
		小計	1,215,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	585,000	H27.1～H30.3	※2
		小計	685,000		

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	283,334	H23.3～H30.3	※3
		小計	283,334		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	2,183,334
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

原発事故当時、居住制限区域（飯舘村。平成２４年７月に計画的避難区域から居住制限区域に再編された。）内にある自宅に居住していた申立人ら家族（申立人Ａ（妻）、Ｂ（夫）及び被相続人（申立人Ａの母。申立人Ａ及び申立外４名が相続。））は、原発事故後、飼育していた多数（合計３０匹以上）のペットの引取先を探すなどしていたため直ちに避難できず、飯舘村が平成２３年４月に計画的避難区域へと指定された後の平成２３年６月末頃になり避難したところ、避難実行までの間に農作業や上記ペットの世話のために屋外活動を行っていたほか、生活用水の確保に困難を生じたことから農業用ため池で研いだ米を食べるなどしており、放射線被曝による健康不安を感じたことから、申立人らは、そのような精神的苦痛に対する賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人らの計画的避難区域での滞在期間や同人らが感じた健康不安に対する賠償は、中間指針第五次追補の定める相当量線量地域滞在慰謝料の目安額において当然に勘案済みである、滞在による健康影響そのものや不安自体は中間指針第五次追補において賠償されるべき損害とされていないなどと主張して争った。パネルは、上記の申立人らの避難経過や、同人らの避難実行までの生活状況を考慮し〔電話聴取事項報告書〕、日常生活阻害慰謝料の増額分（一時金）として、申立人Ａらに対しそれぞれ１０万円の賠償を認める和解案を提示した。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったという事由がある場合には、月額３万円を目安としてその増額をするものとしているところ、平成２６年までは申立人Ａが、平成２７年以降は申立人らが要介護状態にある被相続人の介護を恒常的に行ったことを理由として〔電話聴取事項報告書〕、申立人Ａについては、平成２３年３月から平成２６年１２月まで月額３万円、平成２７年１月から平成３０年３月まで月額１万５０００円の増額分（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）が、申立人Ｂについては、平成２７年１月から平成３０年３月まで月額１万５０００円の増額分の賠償がそれぞれ認められたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４は、要介護状態にあることという事由がある場合には、月額３万円を目安としてその増額をするものとしているところ、被相続人が要介護状態にあったことを理由として〔電話聴取事項報告書〕、申立人Ａに対し、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円の増額分（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）につき同人の法定相続分に応じた賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	2135		
事案の概要	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、①申立人母が、原発事故当時、避難指示解除準備区域内の福祉施設において勤務中であり、要介護状態の者を含む入所者ら（系列の福祉施設も含め二百名超）の介助をしながら長距離移動をし、同人らと共に関東地方所在の施設に避難するなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、過酷避難状況による精神的損害として40万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円から10万円増額）の賠償を認め、②申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成24年8月まで、病状の程度等を考慮して月額4万円）の賠償が認められたほか、③申立人子の一人が避難先の学校でいじめに遭い、不登校となった時期があったことから、同人に日常生活阻害慰謝料増額分の一時金として10万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)
	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8の2(2)	

2 基本情報

申立日	R5.7.19	全部和解成立日	R7.3.31
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	640,000	H23.5～H24.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	462,000	H25.8～R6.1	※3
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	85,969	H25.8～R6.1	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	8,800	R5.12、R6.2	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	2,515,086	H25.10～H26.4	※4
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況（増額分）	100,000		※1
		小計	4,111,855		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000		※5
		小計	100,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	4,211,855
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の１

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母Ａ、追加申立ての第一子Ｂ、父Ｃ及び第二子Ｄ）は、申立人Ａが原発事故時は勤務先である避難指示解除準備区域内の福祉施設において勤務中であり、当該福祉施設から系列の福祉施設に移動した後、自宅に戻ることなく、要介護状態の者を含む入所者ら（系列の福祉施設も含め二百名超）を少数のスタッフのみで介助しながら長距離移動をし、関東地方所在の施設に入所者らと共に避難するなど過酷な避難状況にあったとして、申立人Ａについて過酷避難慰謝料を請求した〔電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、原発事故時の申立人Ａの生活の本拠は緊急時避難準備区域であり過酷避難慰謝料の賠償対象外である、系列の福祉施設に移動した後に自宅へ戻ることは可能であったので着の身着のまま取るものも取り敢えずの避難を余儀なくされていないなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａの生活の本拠は緊急時避難準備区域であるものの、原発事故発生時に対象区域内に居たこと等から、申立人Ａを過酷避難慰謝料の賠償対象者と認めて、中間指針第五次追補第２の１が示す過酷避難慰謝料の目安額３０万円に加え、勤務先及び系列の福祉施設から要介護状態の者を含む入所者ら二百名超の介助をしながら長距離移動し避難したこと等を考慮して、過酷避難慰謝料の増額分１０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の１は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域については一人３０万円を目安とし、同備考４は避難状況等の個別具体的な事情に応じてこれを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ａは、勤務先の多数の入所者らを少数のスタッフのみで介助し、入所者らの中には体調を悪化させる者が複数いるという過酷な避難生活において、自身も体調が悪化し疾患を発症するなどして苦労が大きかったとして、日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔診断書、電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかった事情が明らかにされていないなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａが避難中に発症した疾患の持病を抱えて避難生活を送っていたことを考慮し、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかったとして、疾患発症時期の平成２３年５月から平成２４年８月まで、持病による増額として月額４万円の日常生活阻害慰謝料増額分を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）とし、中間指針第五次追補第２の４は、⑥重度又は中等度の持病があることという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Ⅴは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従っ

た和解案が提示されたものである。
※３　中間指針第３の５
申立人Ａが原発事故により避難等を余儀なくされ、体調が悪化し疾患を発症した〔領収書、診断書〕ことから、中間指針第３の５Ⅰに基づき、生命身体的損害として、直接請求手続において賠償済みの分を除く通院（平成２５年８月から令和６年１月まで）に関し、通院慰謝料、通院交通費及び診断書取得費用の賠償が認められたものである。
※４　中間指針第３の５、中間指針第３の８
申立人Ａは、避難中に発症した疾患により事故時の勤務先（避難指示解除準備区域内）からの退職を余儀なくされ、その後自ら事業を立ち上げるなどしたものの疾患の影響で事業継続が困難となり廃業するに至ったとして、就労不能損害を請求した〔電話聴取事項報告書、法人事業概況説明書、被保険者記録照会回答票等〕。東京電力は、原発事故時の勤務先からの退職後は他所で勤務することにより損害を回避することは十分にできた、申立人Ａが設立した事業の廃業についても原発事故との相当因果関係を認めることができないなどと主張して争った。パネルは、原発事故時の勤務先からの退職は原発事故に起因するものと認め、仮に転職するとしても一定期間は要することから、退職後一定期間（平成２５年１０月から平成２６年４月まで）の就労不能損害として原発事故前収入額の賠償を認める和解案を提示した。
中間指針第３の５Ⅰは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化したことにより生じた逸失利益等を賠償すべき損害と認め、中間指針第３の８は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合には、給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとされているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。
※５　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）
申立人Ｂは、避難先の学校で福島県からの避難者であることを理由にいじめに遭い不登校となったとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、いじめの加害者は第三者であり原発事故といじめとの間には相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、日常生活阻害慰謝料増額分の一時金として１０万円の賠償を認める和解案を提示した。
中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４は、⑩避難生活に適応が困難な客観的事情であって、①ないし⑨の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったといった事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には、この金額を増額するものとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、この増額方法について、一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。
※６　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について））
申立人らは、家族別離が生じたことや避難所を転々としたことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求し、東京電力は、申立人らに生じた家族別離についての損害は賠償済みであること、申立人らが避難所を転々としたことはないなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2136		
事案の概要	北海道において水産物加工事業等を営む申立会社が、ALPS処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって、中国へ多く輸出されていたホタテが日本国内に滞留してホタテ製品の価格が下落したことに伴い、申立会社が加工して国内で販売していたホタテ製品（玉冷）についても損害が発生したとして逸失利益（令和5年8月から令和6年3月まで）を請求した事案において、令和5年7月末時点に申立会社が保有していた同製品の在庫の販売終了時期までは前年同月比の販売単価差額に販売数量を乗じた額、それ以降の販売分は同販売単価差額に販売数量を乗じた額から原料（ホタテ原貝）仕入額低下相当分を控除した額を算定したうえで、同製品の性質や申立会社の同製品の販売状況等を考慮して、原発事故の影響割合を8割として逸失利益の賠償を認めるなどした事例。		
紹介箇所	第5の2⑵ウ	第5の5⑵イ	

2 基本情報

申立日	R6.7.30	全部和解成立日	R7.4.2
事故時住所	北海道		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		81,755,944	R5.8～R6.3	※1
		小計	81,755,944		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	81,755,944
	弁護士費用	2,452,679
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第７の５、中間指針第７の２、中間指針第１の４

申立会社は、北海道において水産物加工事業等を営むところ、令和５年８月２４日に開始されたＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって、中国へ多く輸出されていたホタテが日本国内に滞留してホタテ製品の価格が下落したことに伴い、申立会社が加工して国内で販売していた冷凍ホタテ貝柱製品（玉冷）についても損害が発生したとして、令和５年８月から令和６年３月までの逸失利益を請求した〔履歴事項全部証明書、市場統計情報、売上集計、決算報告書、仕入証明書、品目別取扱高調、残高試算表等〕。東京電力は、ＡＬＰＳ処理水放出後にホタテの流通量増加による販売価格の低下が生じたとしても、同じ理由により仕入単価も低下するのであるから、ＡＬＰＳ処理水放出後の令和５年８月以降に新たに仕入れた上で販売された製品については損害は発生しない、ＡＬＰＳ処理水放出の影響を受ける以前に高値で仕入れを行っていた在庫分については販売単価の下落による損害が観念できるが、ホタテ製品の販売には市況や収穫量等の多様な要因が影響を与えることから適切な影響割合が考慮される必要があるなどと主張して争った。パネルは、申立会社のホタテ製品（玉冷）販売に係る逸失利益として、令和５年７月末時点に申立会社が保有していた同製品の在庫〔在庫明細〕の販売終

了時期までは前年同月比の販売単価差額に販売数量を乗じた額、それ以降の販売分は同販売単価差額に販売数量を乗じた額から原料（ホタテ原貝）仕入額低下相当分を控除した額を算定したうえで、同製品の性質や申立会社の同製品の販売状況等を考慮して、原発事故の影響割合を８割として算定した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第７の５Ⅱは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた減収分について原則として原発事故との相当因果関係を認めており、中間指針第７の２Ⅳは、同Ⅰないし Ⅲに掲げる損害のほか、農林水産物の加工業において原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型毎に、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴、政府等による出荷制限指示の内容等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故の放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係を認めており、さらに、中間指針第１の４は、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとしているところ、これらに従った、又は準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2137		
事案の概要	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫について、自宅周辺の公的除染が2回実施されて数年が経過した後も自宅の屋敷林付近の地表での測定線量が高かったため、専門業者に委託して屋敷林を伐採したこと、伐採された枝木の処分を申立人らが自ら行うなどして委託費用を節減したこと等の事情を考慮し、除染費用として、屋敷林伐採の委託費用全額の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第１１の1⑵ア		

2 基本情報

申立日	R5.12.8	全部和解成立日	R7.1.8
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		800,000		※1
		小計	800,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3～H24.8	※2
		小計	540,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	389,840	H23.3～H28.8	※3
全部和解	避難費用	食費増加費用	60,000	H23.3～H24.2	※3
		小計	449,840		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	1,789,840
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第二次追補第４

申立人Ａ（夫）は、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅周辺の公的除染が２回実施されて数年が経過した後も自宅の屋敷林付近の地表の測定線量が高く、専門業者に委託して屋敷林を伐採したとして、その委託費用を請求した〔自宅周囲の写真、放射線量計の測定写真、領収証、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、正しい測定方法による測定値ではなく、自治体の除染実施計画の定める除染作業を超えて原発事故から相当期間を経過した後に自ら実施した上記伐採について、原発事故と相当因果関係のある損害とは認められないなどと主張して争った。パネルは、公的除染実施後も測定線量が相当高かったこ

と、伐採された枝木の処分を申立人らが自ら行うなどして委託費用を節減したこと等の事情を考慮し、原発事故と上記伐採の相当因果関係を認め、委託費用全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第４は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としているところ、中間指針第五次追補第２の４に基づき、申立人Ｂ（子、追加申立て）について、持病を抱えて避難したことを理由に、平成２３年３月から平成２４年８月まで、月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められたものである。

※３　中間指針第３の２

申立人ら（妻である申立人Ｃは追加申立て。）は、原発事故前は、野菜や果物を栽培して自家消費し、また、井戸水を使用していたが、原発事故後には、相応の期間、野菜や果物、飲料水を購入せざるを得なくなったことから、避難等による生活費増加費用（自宅周辺の除染状況等を考慮して平成２３年３月から成２８年８月までの自家消費野菜及び果物分から既払金を控除した合計３８万９８４０円、及び、申立人らが放射能の不安のため飲料水を購入していたという時期を考慮して平成２３年３月から平成２４年２月までの飲料水購入分として合計６万円。）の賠償が認められたものである。

※４　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第３の１０）

申立人らは、家族との別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分の賠償及び自宅の土地及び屋敷林の財物賠償を請求した。東京電力は、前者については否認し、後者については、土地について原発事故と相当因果関係を有する価値の減少は認められず、屋敷林についても直接請求手続における財物損害（立木）の既払金を超える価値の減少は認められないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2138		
事案の概要	帰還困難区域（大熊町）の借地上に所有していた自宅から避難した被相続人（子である申立人妻が相続）について、原発事故後、被相続人らと申立人夫妻が同居する新たな住居を取得するため、申立人夫名義で土地の売買契約と建物の建築請負契約を締結したが、いずれの代金も最終的には被相続人が負担する予定であり、土地の売買代金は被相続人が支払った（建物の建築請負代金は、被相続人が工事着工前に死亡したこと等から、申立人夫が支払った。）などの事情を考慮して、住居確保損害の賠償（ただし、申立人夫妻に対する住居確保損害の既払金を控除。）が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(オ)		

2 基本情報

申立日	R6.3.4	全部和解成立日	R7.1.8
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	10,870,425		※1
		小計	10,870,425		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	10,870,425
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第四次追補第２

申立人Ａ（妻）及びＢ（夫）は、被相続人（申立人Ａの親。申立人Ａが相続。）が帰還困難区域（大熊町）の借地上に所有していた自宅から避難し、避難先で被相続人らと申立人らが同居する新たな住居を取得するため、申立人Ｂ名義で土地の売買契約と建物の建築請負契約を締結したが、いずれの代金も最終的には被相続人が負担する予定であり、土地の売買代金は被相続人が支払った（建物の建築請負代金は、被相続人が工事着工前に死亡したこと等から、申立人Ｂが支払った）として、被相続人が所有していた自宅不動産に係る住居確保損害の賠償を請求した〔不動産全部事項証明書、土地売買契約書、領収証、建設工事請負契約書、遺産分割協議証明書、電話聴取書等〕。東京電力は、新たな住居に係る宅地の売買契約と建物の建設工事請負契約は申立人Ｂを契約当事者としており、原発事故発生時に避難等対象区域に持家である住居を所有していた被相続人が移住又は長期避難のため宅地・住宅の取得費用を支出したとは認められない、被相続人の死亡後は「移住又は長期避難のため」という目的を観念し得ないことから、以降に支出された費用は住居確保損害の算定基礎たり得ないなどと主張して争った。パネルは、新たな住居の土地の売買代金は被相続人が実際に支払っていること、建物の建設工事請負契約は被相続人の死亡前

に締結されており、請負代金債務負担時には被相続人の「移住又は長期避難のため」という目的はあったこと、請負代金は申立人Ｂが支払ったが、これは被相続人が工事着工前に死亡したためであることなどの事情を考慮して、被相続人が所有していた自宅不動産に係る住居確保損害の賠償（ただし、被相続人に対する自宅不動産の財物賠償の既払金並びに申立人Ａ及びＢに対する住居確保損害（借家）の既払金は控除。）を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第２の２Ｉは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域に住居があり、従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難のために負担した費用は賠償すべき損害であると定めているところ、これに従った、又は準じた和解案が提示されたものである。

※２　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（(中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について)、中間指針第３の２）

申立人らは、日常生活阻害慰謝料の増額分（介護を行ったこと、避難所を転々としたこと、持病があったこと）の賠償及び自家消費野菜に関する生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、日常生活阻害慰謝料の増額分については支払済み（避難所を転々としたこと）であるか増額事由を確認することができず、生活費増加費用については具体的な事情が明らかにされていないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2139		
事案の概要	東京電力の従業員であり、帰還困難区域（双葉町）の社員寮から避難した申立人について、①平成23年7月に別の社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする東京電力の主張を排斥し、申立人が東京電力を退職して県外に転居した平成25年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるとともに、②双葉町での居住期間が1年に満たず、福島県外への転勤の可能性もあったこと等から生活基盤喪失による精神的損害は認められないとする東京電力の主張を排斥し、生活基盤喪失による精神的損害700万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ア	第1の8の3(2)	

2 基本情報

申立日	R6.4.10	全部和解成立日	R7.1.8
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	交通費	14,000	H23.7	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.6～H23.7	※2
早期一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※3
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※4
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	167,958	H23.5～H23.7	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H23.8～H25.3	※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	7,000,000		※5
		小計	9,881,958		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	9,881,958
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の２

避難費用として、交通費、家電製品・物品購入費用の実費での賠償を認めたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２

東京電力の従業員であった申立人は、原発事故後、居住していた帰還困難区域（双葉町）の社員寮から避難し、借上げ住宅等を経て平成２３年７月に広野町の社員寮に入寮したところ、入寮後も東京電力を退職して県外に転居した平成２５年３月までは申立人の避

難は継続していたと主張して、同月までの日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、広野町の社員寮入寮までの平成２３年６月分から同年７月分までの日常生活阻害慰謝料２０万円（同年３月分から同年５月分は既払い。）については支払うことを認めたものの、申立人は転勤があることを前提として採用されており、社宅等で生活をしていた場合には転勤等により生活の本拠が変わり得るものであって、広野町の社員寮に入寮した時点で申立人の避難は終了したなどと主張して、入寮後の日常生活阻害慰謝料について争った。パネルは、広野町の社員寮は仮設の簡易な作りのものであり、申立人は、勤務日にのみそこに寝泊まりし、休日は借上げ住宅に戻るという生活をしていたこと等を踏まえ、入寮後も申立人の避難が継続していたと判断して、平成２３年８月分から平成２５年３月分まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める旨の和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第五次追補第２の１

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域に係る過酷避難状況による精神的損害に関し３０万円の賠償を認めたものである。

※４　中間指針第五次追補第３

帰還困難区域（双葉町）の社員寮から緊急時避難準備区域（広野町）の社員寮に避難した申立人について、平成２３年４月２２日の緊急時避難準備区域の指定以降、同区域から避難せずに滞在していた期間があったことから、自主的避難等対象者の場合に準じ、自主的避難等にかかる損害２０万円の賠償を認めたものである。

※５　中間指針第五次追補第２の２

申立人は、帰還困難区域（双葉町）の東京電力の社員寮に居住していたとして、生活基盤喪失による精神的損害の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人は、双葉町での居住期間が１年に満たず、福島県外への転勤の可能性もあったこと等から生活基盤喪失による精神的損害は認められないと主張して争った。パネルは、東京電力の主張を排斥し、申立人について、原発事故時に帰還困難区域に住居があった者という賠償要件を満たしていると判断し、生活基盤喪失による精神的損害として、目安額である７００万円の賠償を認める旨の和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ｉは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人７００万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2140		
事案の概要	要介護状態で帰還困難区域（大熊町）の介護施設に入所していた被相続人（原発事故当時90歳。申立人らが相続）について、原発事故後、バスによる集団での避難を余儀なくされ、避難先を転々とした末、避難先の病院へ入院するに至ったなどの過酷な避難状況にあったことを考慮し、過酷避難状況による精神的損害30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分15万円の賠償が認められたほか、大熊町で生まれ育ち、居住期間が約87年にわたっていたこと、亡夫とともに長年地域で理容室を営み、地域のイベントやボランティア活動に参加するなど地域社会と強い関わり合いがあったこと、当該地域に帰還できないまま平成29年に逝去したこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として50万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の2(2)	第1の8の3(2)	

2 基本情報

申立日	R5.11.5	全部和解成立日	R7.1.21
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,340,000	H23.3～H29.2	※3
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況（増額分）	150,000	H23.3～H23.9	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	500,000		※2
		小計	2,290,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	その他	760	R6.4及びR6.6	※4
		小計	760		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	2,290,760
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1　中間指針第五次追補第２の１

申立人Ａ、Ｂ（追加申立て）及びＣ（追加申立て）は、要介護状態で帰還困難区域（大熊町）の介護施設に入所していた被相続人（申立人らが相続。）について、原発事故後、バスによる集団での避難を余儀なくされ、避難先を転々とした末に避難先の病院へ入院す

るに至ったなどとして、過酷避難状況による精神的損害及びその増額分の賠償を請求した〔避難先移動一覧表、認定履歴証明書、電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、中間指針第五次追補の定める目安額３０万円を支払うことは認める一方、増額分については、被相続人の避難の際における個別事情は、要介護による精神的損害の増額として支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、原発事故時９０歳の被相続人が、満員のバスによる集団での長時間の移動を余儀なくされ、途中で亡くなる方もいたという避難状況等を考慮して〔電話聴取事項報告書〕、過酷避難状況による精神的損害の目安額３０万円及びその増額分１５万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の１は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域については一人３０万円を目安とし、同備考４は避難状況等の個別具体的な事情に応じてこれを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第２の２

申立人らは、帰還困難区域（大熊町）の介護施設に入所していた被相続人（原発事故時９０歳）について、大熊町で生まれ育ち、居住期間が約８７年にわたっていたこと、亡夫とともに長年地域で理容室を営み、地域のイベントやボランティア活動に参加するなどしていたこと等の事情を主張して、生活基盤喪失による精神的損害の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、帰還困難区域に指定された地域の居住者が原発事故時点で一般的に有していた内容の生活基盤を原発事故により喪失したという点は、中間指針第五次追補が定める生活基盤の喪失による精神的損害の目安額（７００万円）によって既に考慮されており、それを超えるような特殊な個別事情が認められる場合にのみ増額が認められ得るところ、申立人らが説明する被相続人の事情は、増額を基礎付ける個別事情に当たるとはいえないなどと主張して争った。パネルは、被相続人の居住期間や年齢、地域社会等との関わり合いの事情、当該地域に帰還できないまま平成２９年に逝去したこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害の増額分として５０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ｉは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人７００万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

被相続人について、要介護状態にあることを理由とする平成２３年３月から平成２９年２月までの日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められたものである。

※４

本申立てに伴う費用として、申立人らが取得した印鑑登録証明書及び戸籍全部事項証明書等の代金の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	2141		
事案の概要	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人妻及びその夫である被相続人（申立人らが相続）について、①首都圏の親族宅へ繰り返し避難を行った際の交通費に関し、平成23年分は、全5回の往復の交通費の賠償が認められ、平成24年分は、同年6月頃、被相続人が原発事故の影響を懸念して首都圏で手術を受けたことを考慮して、同月頃まで3回にわたって入通院をした際の往復の交通費の賠償が認められるとともに、②家庭菜園の放射性物質による汚染から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用（自家消費野菜）に関し、平成23年3月分から平成27年3月分まで月額3000円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第10の2⑶ア	第10の2⑶イ	

2 基本情報

申立日	R6.3.11	全部和解成立日	R7.1.21
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H23.12	※3
		小計	100,000		

被相続人の損害

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H23.12	※3
		小計	100,000		

申立人A、被相続人共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	258,000	H23.3～H24.6	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	75,000	H23.3～H24.6	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H24.6	※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	147,000	H23.3～H27.3	※2
		小計	630,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	830,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	400,000

※１　中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人Ａ及び同人の夫である被相続人（申立人Ａ、Ｂ及びＣ（追加申立て）が相続。）は、平成２３年３月に、首都圏に居住していた長女である申立人Ｂ宅に避難し、同年４月末頃に郡山市の自宅へ帰宅したものの、原発の状態が不安定であったことから、その後も平成２３年中は２か月に１回程度の頻度で申立人Ｂ宅への避難を繰り返し、平成２４年に入っても、被相続人が原発事故の影響を懸念して首都圏で入院し平成２４年６月頃に手術を受けたことなどから、郡山市と首都圏の申立人Ｂ宅の間を複数回往復したとして、移動交通費、宿泊謝礼及び家財道具購入費用の賠償を請求した〔電話聴取報告書、申立人Ｂの手書きメモ〕。東京電力は、申立人Ａ及び被相続人の移動交通費については、既に支払済みである、原発事故との相当因果関係を確認することができないなどと主張し、宿泊謝礼及び家財道具購入費用については、客観的資料等の提出がなく既払金を超えて損害が生じていることを確認できないなどと主張して争った。パネルは、平成２３年中の移動交通費については、５回の移動全てを認め（２回目以降は短期避難であることを踏まえた相当額）、平成２４年中の移動交通費については、被相続人が首都圏で入院し手術を受けたことを考慮した入通院に係る３回の移動に限り相当額を認め、宿泊謝礼及び家財道具購入費用につき相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、平成２４年１月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Ａ及び被相続人は、原発事故前は自宅の相当規模の家庭菜園にて自家消費用の野菜を栽培していたが、避難中は栽培ができず、また、放射性物質に対する不安もあったことから栽培を中断したため、野菜の購入費用が増加したとして、申立人らは、生活費増加費用の賠償を請求した〔写真、申立人Ｂの手書きメモ、電話聴取報告書〕。東京電力は、郡山市において、野菜類については平成２３年６月には出荷制限が解除され、少なくとも同年７月以降は野菜の栽培に制限はなかった、申立人らが主張する費用について客観的に確認することができず、既払金を超えて損害が発生していることを確認できないなどと主張して争った。パネルは、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたが原発事故後は野菜の購入を要したという事情を考慮し、申立人Ａ及び被相続人の自宅の除染実施時期等も踏まえて、平成２３年３月から平成２７年３月までの生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第五次追補第３

中間指針第五次追補に基づく子供及び妊婦以外の自主避難等対象者に対する賠償分２０万円の半額である１０万円を、精神的損害に対する賠償として申立人Ａ及び被相続人にそれぞれ認めたものである（直接請求手続で東京電力により支払済み）。

※４　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第３、中間指針第五次追補第２の４）

申立人らは、申立人Ａ及び被相続人に重度又は中等度の持病があったとして、精神的損害の増額を求めた。東京電力は、診断書等の提出がなく、症状の程度等について確認できないなどと主張して争った。パネルは、既払額を超える損害は認められないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2142		
事案の概要	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時未就学の子）について、申立人母及び子は、平成23年3月に福島県外に避難したが、申立人父は、親の面倒を見るなどするためにいわき市にとどまらざるを得なかったこと（申立人父は、平成27年10月に申立人母らの避難先に転居し、同人らと合流した。）、申立人子が障害を有しており、同人らが避難先からいわき市に帰還することは容易でなかったこと等を考慮して、平成23年3月から平成26年3月までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び駐車場代増加費用の賠償を認めるなどした事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	R6.7.3	全部和解成立日	R7.1.21
事故時住所	いわき市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	53,500	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	201,600	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	270,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	43,500	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	604,800	H24.1～H26.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	810,000	H24.1～H26.3	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	212,400	H24.1～H26.3	※1
全部和解	避難雑費		540,000	H24.1～H26.3	※1
		小計	3,035,800		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	465,383	H23.3～H23.4	※2
		小計	465,383		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	3,501,183
	弁護士費用	105,035
	手続内で処理された既払金合計額	100,000

※１　中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人Ａ（母）、Ｂ（父）及びＣ（原発事故時未就学の子）は、申立人Ａ及びＣは平成２３年３月に福島県外に避難したが、申立人Ｂは親の面倒を見るなどするためにいわき市にとどまらざるを得なかったとして（申立人Ｂは、平成２７年１０月に申立人Ａらの避難先に転居し、同人らと合流した。）、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費の賠償を請求した。東京電力は、中間指針等に定められた基準に基づき直接請求手続において支払った賠償金により賠償済みである、仮に何らかの損害を認める場合であっても遅くとも平成２５年３月を賠償終期とすべきであるなどと主張して争った。パネルは、申立人Ｃが障害を有しており、同人らが避難先からいわき市に帰還することは容易でなかったこと〔心理評価報告書〕等を考慮して、平成２３年３月から平成２６年３月までの避難費用、生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び駐車場代増加費用等）及び避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、平成２４年１月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Ａは、上記避難に伴い平成２３年３月に退職したため、収入が減少したとして就労不能損害の賠償を請求した〔退職手当裁定通知書兼支給内訳書、源泉徴収票〕。東京電力は、申立人Ａは自身の判断で避難及び退職を選択したのであって、減収が生じたとしても原発事故との間の相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と上記就労不能損害との間に相当因果関係を認め、平成２３年３月から同年４月までの間の減収分の就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2143		
事案の概要	帰還困難区域（浪江町）に居住していたが、原発事故当時は、持病にかかる治療のため、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に一時的に入院していた被相続人（申立人らが相続）について、重度の持病を有していたこと、原発事故後、病院から退院を求められたため、治療未了のまま退院して避難し、避難先で新たな病院を探すことを余儀なくされるなど過酷な避難状況にあったこと等を考慮し、平成23年3月から被相続人が死亡した平成24年4月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として合計60万円（平成23年3月から同年6月まで30万円（一時金）、同年7月から平成24年4月まで月額3万円（合計30万円））の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	R5.3.13	全部和解成立日	R7.1.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H23.3～H24.4	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	7,000,000		※2
		小計	7,600,000		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H23.3～H24.4	※3
		小計	420,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	8,020,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人ら５名（申立人Ａを除き追加申立て。）は、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に持病にかかる治療のため一時的に入院していた被相続人（申立人らが相続。）が、原発事故後、上記病院から退院を求められたため、治療未了であったにもかかわらず、退院のうえ避難し、入通院を再開するために避難先で新たな病院を探すなど、重度の持病を有する状態で過酷な避難を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取書等〕。東京電力は、被相続人が原発事故当時入院していた病院は緊急時避難準備区域内であるため、過酷避難状況による精神的損害の賠償対象外である、精神的損害の増額については、診断書等の客観的資料がなく、被相続

人の持病が厚生労働省の定める特定疾病に該当する状態であったと判断することは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａの説明などから、被相続人が重度の持病を有しており、点滴をつけたままの状態で退院を強いられ、避難先で転院先を探したうえで複数の病院に入通院をしたという事実を認め、かかる避難状況の過酷さを考慮し、被相続人の日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年３月から同年６月まで３０万円（一時金)、平成２３年７月から被相続人が死亡した平成２４年４月まで月額３万円（合計３０万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ｉは、⑥重度又は中等度の持病があることという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額をするものとしており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料の増額の方法としては、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第２の２

申立人らは、被相続人は原発事故当時、帰還困難区域（浪江町）に居住しており、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院には治療のため一時的に入院していたものとして、被相続人の生活基盤喪失による精神的損害を請求した〔電話聴取書等〕。東京電力は、被相続人が上記病院に長期間入院していないことが確認できる入院記録等の客観的資料の提出を求めて争った。パネルは、申立人Ａの説明などから、被相続人の入院は治療上の必要に基づく一時的なものであり、被相続人の生活の本拠は帰還困難区域（浪江町）にあったと認め、被相続人の生活基盤喪失による精神的損害として７００万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ｉ②ｉは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人７００万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Ａは、原発事故当時、帰還困難区域（浪江町）に居住しており、原発事故後、被相続人が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院からの退院と避難を余儀なくされた際、被相続人の避難の段取りや転院先の調整などを行い、その後も被相続人の転院先への入通院に付き添うなど、重度の持病を有する被相続人の介護を恒常的に行ったとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取書等〕。東京電力は、被相続人が厚生労働省の定める特定疾病に該当する状態であったと判断することは困難である、申立人Ａが被相続人の介護を行ったのは特定の限られた日のことであり、限定的なものであるため、介護を恒常的に行ったということは困難であるなどと主張して争った。パネルは、被相続人の避難や転院にかかる苦労等についての申立人Ａの説明などを踏まえ、平成２３年３月から被相続人が死亡した平成２４年４月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ｉは、⑥重度又は中等度の持病があること、⑦⑥の者の介護を恒常的に行ったことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Ｖは具体的な

損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2144		
事案の概要	原発事故時、自主的避難等対象区域（相馬市）の実家に里帰り出産のため帰省し滞在していた申立人母について、帰省した平成23年2月半ばから原発事故のため神奈川県へ帰宅するまで約1か月にわたり実家に滞在していたことから、自主的避難等対象者と認定して60万円（中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額40万円及び東京電力の平成24年2月28日付けプレスリリースによる避難に伴う費用20万円）の賠償が認められるとともに、原発事故後、臨月であったにもかかわらず、出産予定の病院等から分娩を断られたため、いつ出産が間近に迫るか分からない不安を抱えながら自家用車及び公共交通機関を乗り継いで長時間かけて帰宅せざるを得なかったことを考慮して、精神的損害（一時金）30万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(2)	第10の2(3)ウ-2	

2 基本情報

申立日	R5.9.7	全部和解成立日	R7.1.29
事故時住所	神奈川県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	その他	300,000		※2
		小計	900,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	900,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1　中間指針第五次追補第３

申立人Ａ（母）は、原発事故当時、神奈川県に住居があったが、里帰り出産のため平成２３年２月中旬頃から自主的避難等対象区域（相馬市）の実家に滞在していたところ、原発事故のため出産予定であった福島県内の病院から分娩を断られ神奈川県へ帰宅するまで約１か月にわたり実家に滞在を続けたと主張して、自主的避難等対象区域に生活の本拠があった避難者と同等の賠償を請求した〔電話聴取書〕。東京電力は、申立人Ａの生活の本拠は神奈川県の自宅であり、自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居がないため自主的避難等対象者に該当しないなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａの主張する事実関係を認めた上で〔電話聴取書、母子健康手帳〕、自主的避難等対象者と認定して、中間指針第五次追補第３における自主的避難等に係る損害の目安額４０万円及び東京電力プレスリリース（平成２４年２月２８日付け）を踏まえた避難に伴う費用２０万円の合計６０万円を損害として認める内容の和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３は、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については原発事故発生から平成２３年１２月末までの損害として一人４０万円を、②その他の自主的避難等対象者については同月末までの損害として一人２０万円を目安としており、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従い、また、東京電力プレスリリース（平成２４年２月２８日付け）の基準を踏まえ、和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第３、中間指針第五次追補第２の４

申立人Ａは、臨月であったにもかかわらず、原発事故のため出産予定であった福島県内の病院から分娩を断られ、そのほかの自主的避難等対象区域（相馬市）の実家周辺の病院からも受入れを拒否され出産の見込みが立たなくなり、いつ出産が間近に迫るか分からない不安を抱えながら自家用車及び公共交通機関を乗り継いで長時間かけて神奈川県まで帰宅せざるを得なかったと主張して、精神的損害の増額を請求した〔電話聴取書〕。東京電力は、申立人Ａの生活の本拠は神奈川県であって避難者性は認められず、仮に避難者性が認められたとしても、通常の妊婦の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には該当しないなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａが原発事故直後の混乱の中で、出産を間近に控えた時期に出産の受入れを拒否され出産の見込みが立たなくなり、受入れ可能な神奈川県の産院を探し出し、出産がいつ間近に迫るか分からない不安を抱えながら自家用車及び公共交通機関を乗り継いで長時間かけて神奈川県まで帰宅せざるを得なかったことを考慮して、精神的損害（一時金）として３０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、中間指針第五次追補第２の４備考２は同第２の４Ⅰの①から⑩までの増額事由は、避難指示等対象区域（中間指針第３の［対象区域］の（１）から（６）までをいう。）における日常生活阻害慰謝料に対する増額についてのものであるが、自主的避難等対象区域において避難を行った者についてもその根拠は妥当するというべきであるから、自主的避難等対象区域についての個別具体的事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべきであるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第２の３、第２の４、第３）

申立人Ａは、相当量線量地域滞在者慰謝料、家族別離が生じたことを理由とする精神的損害の増額分の賠償及び通院費用について、申立人Ｂ（原発事故時は胎児の子、追加申立て）は、自主的避難等対象区域に生活の本拠があった避難者と同等の賠償について、それぞれ請求したが、パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

公表番号	2145		
事案の概要	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅から避難した申立人夫妻について、避難先から自宅へ多数回の一時立入り（宿泊を伴うものを含む。）を行っていたことを考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害（各20万円）の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	R6.8.7	全部和解成立日	R7.4.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	133,333		※2
全部和解	精神的損害	増額分	320,000	H23.5～H24.8	※4
		小計	453,333		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	100,000		※3
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※1
		小計	300,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	100,000		※3
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※1
		小計	300,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	1,053,333
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第３

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅から原発事故後直ちに福島県外に避難した申立人Ａ（夫）及びＢ（妻）は、平成２３年４月２２日に緊急時避難準備区域が指定された後も平成２４年４月に帰還するまでの間、福島県外の避難先から自宅にほぼ毎月一時

帰宅しており（この間一時帰宅しなかった月は２か月のみ。）、その一時帰宅のほとんどは自宅に１泊から３泊の間宿泊していたなどとして、自主的避難等に係る損害の賠償を請求した〔聴取事項報告書〕。東京電力は、原発事故発生時点の住所が避難指示等対象区域にあって、対象期間（平成２３年４月２３日から同年１２月３１日まで）の間に、避難指示等対象区域または自主的避難等対象区域に避難した子供及び妊婦以外の者を自主的避難等に係る損害の賠償対象としているところ、申立人Ａ及びＢは、緊急時避難準備区域に一時立入をしていたに過ぎず、避難指示等対象区域に避難して滞在していたということはできず、自主的避難等に係る損害の賠償の対象外であるなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａ及びＢが、対象期間中に、福島県外の避難先から緊急時避難準備区域内にある自宅にほぼ毎月一時立入りしており、多数回の一時立入り（宿泊を伴うものを含む。）を行っていたこと等を踏まえて、自主的避難等対象者の場合に準じるものと認め、自主的避難等に係る損害として各２０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第２の２

申立人らは、被相続人（原発事故時９０歳代。申立人Ａの養母であり、申立人Ｂの実母。当初申立人であったが、本件和解仲介手続中に死去し申立人ら及び申立外１名が相続。）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故まで南相馬市原町区を離れたことがなかったこと、８０歳頃まで地元で家政婦等の仕事をしており、地域の行政区の老人会に所属しボランティア活動を続けてきたこと、畑で野菜を作り近所に配っていたことなど地域とのつながりは強かったこと等の事情を主張し、被相続人の生活基盤変容による精神的損害の増額分の賠償を請求した〔聴取事項報告書〕。東京電力は、中間指針第五次追補が生活基盤変容による精神的損害について、目安額を超える増額を許容するのは、「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情が存する場合に限られるところ、申立人らが主張する事情は地域社会等との関わり合いに係る一般的な事情を超える増額を基礎づける個別事情とはいえないなどと主張して争った。パネルは、被相続人について、原発事故時の居住期間が９０年以上にわたっていたことや、申立人らが主張する地域社会等との強い関わり合いの事情等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分として２０万円の賠償を認める和解案（ただし、申立人らの法定相続分に応じて賠償を認めるもの。）を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅲは、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人５０万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第五次追補第２の２

申立人Ａ及びＢ（いずれも原発事故時６０歳代。）は、申立人Ａについて、南相馬市原町区で生まれ育ち、５０歳代後半で仕事を退職するまでの間、単身赴任していた若干の期間を除き南相馬市原町区を離れたことはなかったこと、退職後は市の嘱託職員等として勤務していたこと、地域の行政区の役員を長年にわたり歴任しており、南相馬市原町区に帰還後は行政区長も務めたこと等の事情を主張し、申立人Ｂについて、南相馬市原町区で生

まれ育ち、原発事故まで南相馬市原町区を離れたことがなかったこと、結婚の前後を通じて地元の会社で勤務してきており、特に保険外交員をしていたときは地元を中心に保険の勧誘等の業務を行っていたこと、地元で趣味の運動についてのクラブを結成して２０年以上活動してきたこと等の事情を主張し、同人らの生活基盤変容による精神的損害の増額分の賠償を請求した〔聴取事項報告書〕。東京電力は、中間指針第五次追補が生活基盤変容による精神的損害について、目安額を超える増額を許容するのは、「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情が存する場合に限られるところ、申立人らが主張する事情は、地域社会等との関わり合いに係る一般的な事情を超える増額を基礎づける個別事情とはいえないなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａ及びＢについて、いずれも原発事故時の居住期間が６０年程度にわたっていたことや、申立人らが主張する地域社会等との強い関わり合いの事情等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分として各１０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅲは、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人５０万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※４　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、被相続人について、同人が避難中に脳梗塞を発症し、その影響で発語や身体動作が不自由になり、要介護の状態で避難をしており、その苦労は大きかったとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔聴取事項報告書〕。東京電力は、中間指針第五次追補で示された要介護状態にある場合の精神的損害の増額の目安額月額３万円を、要介護認定がされた平成２３年５月から平成２４年８月までの期間支払うことを認めた（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）。パネルは、被相続人の原発事故後の症状や要介護認定の状況等を考慮して、被相続人の日常生活阻害慰謝料につき、要介護状態を理由として、平成２３年５月から平成２４年８月まで月額５万円の増額分の賠償を認める和解案（ただし、直接請求手続での既払金を控除し、申立人らの法定相続分に応じて賠償を認めるもの。）を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、①要介護状態にあることという事由がある場合には、月額３万円を目安としてその増額をするものとし、同第２の４備考３は、個別具体的事情を踏まえて目安を上回る増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2146		
事案の概要	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び二男）について、原発事故当時、申立人らと長男夫婦は同居していなかったが、同区内に建築中であった二世帯住宅において平成23年9月から同居を開始する予定であったところ、原発事故後、申立人らと長男夫婦がそれぞれ別の場所に避難するなどしたために同居ができなくなったという事情を考慮し、同月から平成24年8月まで、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（月額3万円）の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	R6.3.7	全部和解成立日	R7.2.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,459,624	H23.3～H24.12	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	119,340	H25.6～H27.12	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.9～H25.9	※3
		小計	3,878,964		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.9～H25.9	※3
		小計	1,300,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.9～H25.9	※3
		小計	1,300,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.9～H24.8	※1
		小計	360,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	6,838,964
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人Ａ（母）、Ｂ（父）及びＣ（二男、追加申立て）は、同区内に建築中であった二世帯住宅において平成２３年９月から長男夫婦（申立外）と同居を開始する予定であったが、原発事故後、申立人らと長男夫婦がそれぞれ別の場所に避難するなどしたことによって同居できず家族別離が生じたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔工事請負契約書、覚書、御見積書、電話聴取書〕。東京電力は、新居をどこに建てるかは長男夫婦の選択であるから申立人らと長男夫婦が同居できなくなったことは原発事故と相当因果関係がない、申立人らは原発事故前には長男夫婦と同居しておらず、原発事故によって家族別離が生じたとは言い難く、また、もともと同居していた家族における別離の場合と同等の精神的苦痛があったと考えることも困難であるなどと主張して争った。パネルは、平成２３年９月に竣工予定の二世帯住宅を建築中であり、同月から同居予定であったこと、申立人らと長男夫婦がそれぞれ別の場所に避難するなどしたことによって同居できなくなり別離が生じたことを踏まえ、同月から平成２４年８月まで、申立人らに月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Ⅴは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の８、中間指針第二次追補第２の３、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人Ａは、原発事故当時の就労先が一時閉鎖され系列の就労先を紹介され就職したが、減収が生じたなどとして、就労不能損害（減収分）の賠償を請求した〔預金通帳、給与明細書、電話聴取書等〕。東京電力は、新たな就労先は実質的には人事異動又は転勤に該当するので事故後収入は全額控除されるべきであるから既払金を超える給与収入の減少はない、賞与の額は勤務先の事情や判断によって定められるものであるなどと主張して争った。パネルは、給与収入の減収分について、原発事故当時の就労先と新たな就労先には人事異動等の交流はなかったこと、勤務体系が異なること等から新たな就労先への就職と評価できるとして事故後収入のうち平成２３年５月から平成２４年１２月までの収入の５割を控除せず、賞与の減収分について平成２５年６月から平成２７年１２月まで原発事故の影響割合を５割として、就労不能損害額をそれぞれ算定した和解案を提示した。

中間指針第３の８は、勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合の給与等の減収分を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第２の３Ⅱは、就労不能損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等（中間収入）を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要とし、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、中間収入は、当該就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情のない限り、就労不能損害の損害額から控除しないとしているところ、これらに従った又は準じた和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第３の６、中間指針第二次追補第２の１、中間指針第五次追補第２の２

パネルは、申立人らについて、平成２５年９月までの避難継続の合理性を認め、申立人らに対し、それぞれ未払いの平成２４年９月から平成２５年９月まで各月額１０万円の日

常生活阻害慰謝料の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第３の６Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第２の１（２）Ⅲ、中間指針第五次追補第２の２Ⅰ①ⅲは、緊急時避難準備区域（楢葉町の同区域を除く）についての相当期間は、平成２４年８月末までを目安とし、中間指針第二次追補第２の１（２）備考３が参照する同（１）の備考７は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件においては特段の事情があると判断され、これらに従った和解案が提示されたものである。

※４　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の７Ⅰ）

申立人Ｂは、個人事業主として行っていた事業についての営業損害（逸失利益）の請求をした。東京電力は、既払金を超える逸失利益の発生が認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2147		
事案の概要	自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していた申立人ら（祖母、母及び未成年の子2名）について、地震により自宅が半壊したため避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の親族宅に身を寄せていたところ、平成23年3月12日に同親族宅が避難指示区域内に設定されたため、同日中に同親族宅から避難することを余儀なくされたなどの事情を考慮し、過酷避難慰謝料各15万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円の半額）の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の2⑵		

2 基本情報

申立日	R5.10.19	全部和解成立日	R7.2.13
事故時住所	相馬市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	600,000	H23.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H23.3～H23.12	※2
		小計	660,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	660,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の１

原発事故当時は自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していた申立人Ａ（母）、Ｂ（祖母）、Ｃ及びＤ（未成年の子２名）は、地震により自宅が半壊したため避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の親族宅に身を寄せていたところ、平成２３年３月１２日に同親族宅が避難指示区域内に設定されたため、同日中に同親族宅から避難したとして、過酷避難状況による精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人らは自主的避難等対象区域に居住しており、必要なものを持ち出すことなどもできたのであるから、「着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられた」とはいえず、過酷避難状況による精神的損害の対象とはならないなどと主張して争った。パネルは、申立人らがわずかな荷物を持って上記親族宅から避難することを余儀なくされたなどの避難経過〔電話聴取事項報告書〕を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として各１５万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円の半額）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の１は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所か

ら半径８キロメートル圏内の区域については一人３０万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らについて、避難中に家族の別離が生じたことを考慮して、平成２３年３月から同年１２月までの日常生活阻害慰謝料の増額分６万円（一時金）の賠償が認められたものである。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の２、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の３、中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第３の５、中間指針第３の９）

申立人らは、避難費用、生活基盤変容慰謝料、相当量線量地域滞在者慰謝料、日常生活阻害慰謝料の増額分、自主的避難等に係る損害、生命・身体的損害、検査費用等の賠償を請求したが、東京電力は、既払金を超えて支払を検討することはできないなどと主張して争った。パネルは、これらを和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2148		
事案の概要	避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人祖母について、同町での居住期間が50年以上にわたっていたことや、同町で農業や養蚕に長年従事していたこと、地域社会等との関わり合い（地域での種々の活動への参加）等の事情を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として25万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R6.10.8	全部和解成立日	R7.2.14
事故時住所	楢葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	179,800	H29.10	※2
		小計	179,800		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	250,000		※1
		小計	250,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	429,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の２

申立人Ａ（祖母）は、原発事故当時、避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住しており、同町での居住期間が５０年以上にわたっていたこと、同町で農業や養蚕に長年従事していたほか、地元の婦人会に所属し地元の祭りや草刈り等の活動に積極的に参加していたこと等の事情を挙げて、生活基盤変容による精神的損害の増額分の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、生活基盤変容による精神的損害が個別具体的な事情に応じて増額され得るとしても、増額が認められるためには、原発事故前の状況から「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎付ける個別事情がある場合に限られるとした上で、仮に申立人らが主張する内容を前提としても、原発事故前の状況から「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎付ける個別事情が明らかであるとはいえず、増額分の支払に応じることはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人らが主張する申

立人Ａの楢葉町での居住期間や地域社会等との関わり合い等の事情を考慮し、申立人Ａの生活基盤変容による精神的損害の増額分として２５万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅱは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人２５０万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の２

申立人ら（申立人Ｂは子、申立人Ｃは孫。）は、原発事故当時、避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していたものの、原発事故により避難し、避難中も転居を強いられ、避難費用の支出を余儀なくされたとして、平成２９年１０月に賃借した避難先住居の礼金及び仲介手数料等の初期費用の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、礼金等の初期費用の賠償については、直接請求手続における包括請求方式により支払済みの「その他実費等（避難・帰宅等にかかる費用相当額）」の賠償に含まれるため、追加の支払いは応じられないなどと主張して争った。パネルは、直接請求手続における上記の賠償には、請求対象期間における「帰宅・転居費用」は含まれていないとして、礼金及び仲介手数料等の初期費用の合計額１７万９８００円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の２Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の２、中間指針第四次追補第２の２）

申立人らは、原発事故による避難に伴い負担した避難先住居の家賃について、既払の住居確保損害を超えた賠償を求め、東京電力は、直接請求手続において住居確保損害として支払済みの金額を超える費用等につき客観的資料を確認できないなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2149		
事案の概要	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、障害（精神障害等級3級）を抱えながらの避難であったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人の病状が特に悪化した平成23年3月から同年9月までは月額5万円、その後の同年10月から平成30年3月までは月額3万円）の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	R6.8.15	全部和解成立日	R7.2.19
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,690,000	H23.3～H30.3	※1
		小計	2,690,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	2,690,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）に居住していたところ、当時から障害（精神障害等級３級）を抱えており、かかる障害を抱えた状態で避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔国民年金・厚生年金保険年金証書、外来診療録、国民年金・厚生年金保険支給額変更通知書等〕。東京電力は、平成２３年３月から申立人が住居確保費用の賠償を受けた平成２６年９月までの期間については、精神的損害の増額分の賠償として月額３万円を支払うことを認める一方で、申立人が住居確保費用の賠償を受けた時点で実態として避難は終了している、申立人の症状は長期にわたり安定しており、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合にはあたらないなどと主張して争った。パネルは、かかる東京電力の避難終了等の主張をいずれも排斥しつつ、申立人が原発事故後、避難先を転々する中で服薬できない状況が生じたことや、避難生活による環境の変化などから症状が悪化したという事情等を踏まえ、申立人の日常生活阻害慰謝料の増額分として、特に申立人の症状が安定せず苦痛が大きかった平成２３年３月から平成２３年９月までの期間につき月額５万円、平成２３年１０月から平成３０年３月までの期間につき月額３万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の６及び中間指針第五次追補第２の２は、月額慰謝料の目安を１０万円（又は１２万円）としており、中間指針第五次追補第２の４Ⅰは、②身体又は精神の障害

があることという事由がある場合には、月額３万円を目安としてその増額をするものとし、同第２の４備考３は、個別具体的事情を踏まえて目安を上回る増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人は、原発事故による避難のため、避難場所を度々移動しなければならなかったとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を求めたが、東京電力は、避難所等への移動回数が多かったとはいえず、申立人が避難所等へ避難した平成２３年３月分は２万円の増額分を支払っているなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2150		
事案の概要	自主的避難等対象区域（いわき市）において、原木しいたけ、筍及びその他きのこ等の生産販売を行い、原木しいたけ栽培の事業拡大を予定していたが、原発事故に伴う出荷制限等の影響により販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を請求した申立人について、平成27年6月分から令和5年5月分まで、原木しいたけについては事業拡大を踏まえた販売予定金額、筍及びその他きのこについては事故前の販売額を前提とした損害（いずれも原発事故の影響割合を2割として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ｳ)	第3の2(1)ア	第3の2(1)エ
	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	R6.3.19	全部和解成立日	R7.2.18
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,865,344	H27.6～R5.5	※1
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		433,344	H27.6～R5.5	※1
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		185,632	H27.6～R5.5	※1
		小計	5,484,320		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	5,484,320
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	403,796

※1　中間指針第５の１、中間指針第７の２、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、原発事故当時、いわき市において原木しいたけ、筍及びその他きのこ等の生産販売を行い、原木しいたけ栽培の事業拡大を予定していたが、原発事故による出荷制限等の影響により販売ができなくなったとして、逸失利益の賠償を請求した〔口頭審理における申立人の申述、申立人の賠償状況に関する表、電話聴取書等〕。東京電力は、原木しいたけについては出荷制限解除から相当期間が経過しており申立人の計画を前提とした賠償金額の算定は不適である、平成２７年以降の農産物生産販売の減少については申立人の選択による面もある、東京電力と申立人が属する農業団体との協議により算定された貢献利益率による賠償額の算定がなされるべきであるなどと主張して争った。パネルは、東京電力と申立人が属する農業団体との協議により算定された貢献利益率は申立人を拘束するものでないことを前提に、前回までの当センターでの和解で賠償を受けた期間以降である平成２７年６月分から令和５年５月分まで、原木しいたけについては事業拡大を踏まえた

販売予定金額、筍及びその他きのこについては事故前の販売額を前提とした損害（事業拡大の不確実性や原発事故からの経過年数等を踏まえ、いずれも原発事故の影響割合を２割として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第５の１Ⅰは、農林漁業者その他の出荷制限指示等の対象事業者が、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認め、中間指針第５の１Ⅳは、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているほか、中間指針第７の２Ⅰ①ｉは、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害と認め、さらに、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、平成２３年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合に、原発事故前の収入額に適宜の金額を足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額とする仲介委員の判断は、特段の事情のない限り、合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2151		
事案の概要	自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人について、知的障害等を抱えており、避難生活に相当な困難を伴ったこと等を考慮し、精神的損害（一時金）として50万円（対象期間は平成23年3月から同年12月まで）の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ-2		

2 基本情報

申立日	R6.9.17	全部和解成立日	R7.2.27
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	97,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	精神的損害	その他	500,000		※1
		小計	597,000		

集計

和解金合計額（弁護士費用除く）	597,000
弁護士費用	
手続内で処理された既払金合計額	

※1　中間指針第五次追補第３、中間指針第五次追補第２の４

自主的避難等対象区域（いわき市）に原発事故当時居住していた申立人（本申立て時点で成年被後見人であり、成年後見人は申立人の親。）は、原発事故直後に短期間避難した後でいったん自宅に戻り、平成２３年３月中に再度県外に避難したところ、申立人が知的障害等の障害を有しており、避難による環境の変化により大きなストレスを受けるなど大変苦労の多い避難生活であったなどと主張して、精神的損害の増額分の賠償を求めた〔本人情報シート（成年後見制度用）、診断書、後見開始の審判書、成年後見人の申述、成年後見人の電話聴取書〕。東京電力は、申立人が障害を有しているという事情は認められるものの、「放射線への感受性が高い可能性のあることが一般的に認識されている」子供及び妊婦とは異なり、障害を有していることをもって、「放射線への感受性が高い」ということはできず、申立人が障害を有しているという事情は増額事由には該当しない、自主的避難対象者は避難指示によって避難を強制されておらず、避難指示等対象区域の避難者と同様に増額事由を肯定することは困難である、申立人の原発事故発生当時の居住場所周辺の放射線量は基準値を大きく下回っており、問題なく日常生活を送ることができたのであるから、早期に帰還するという選択も取り得たなどと主張して争った。パネルは、申立人の主張する事情を認めた上で、申立人の障害の状態や避難先での生活状況等から避難生活

に相当な困難を伴ったこと等を考慮して、平成２３年３月から同年１２月までを対象期間として、５０万円の精神的損害の増額（一時金）を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、中間指針第五次追補第２の４備考２は同第２の４Ⅰの①から⑩までの増額事由は、避難指示等対象区域（中間指針第３の［対象区域］の（１）から（６）までをいう。）における日常生活阻害慰謝料に対する増額についてのものであるが、自主的避難等対象区域において避難を行った者についてもその根拠は妥当するというべきであるから、自主的避難等対象区域についての個別具体的事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべきであるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について

申立人は、上記※１記載の避難に伴い平成２３年３月に勤務先を退職したため収入が減少したとして就労不能損害の賠償を求めた〔成年後見人の電話聴取書〕。東京電力は、申立人は避難指示によって避難を強制されたものではなく、自主的な判断により避難したのであり、当該避難における就労不能損害は、自主的避難等対象者に対する一律の損害賠償によって填補されているなどと主張して争った。パネルは、原発事故と就労不能損害との間の相当因果関係を認めた上で、平成２３年３月から同年９月までの間の減収分（避難先での就労に伴う収入は控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第３、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第五次追補第２の２）

申立人は、一時立入費用及び生活基盤喪失・変容慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、一時立入費用については賠償済みであり、生活基盤喪失・変容慰謝料については申立人は原発事故発生当時いわき市に居住しており、避難指示が発出されていないいわき市については生活基盤喪失・変容慰謝料が生ずることはないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2152		
事案の概要	大学等への通学のため福島県外ないし自主的避難等対象区域に居住していたが、原発事故時は春休み期間を利用して緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に帰省していた申立人長女及び二男並びに被相続人長男（申立人父母が相続）について、いずれも卒業後は実家に戻る可能性が高かったことから、上記居住先は修学のための一時的な居所にすぎず、生活の本拠は実家にあったとして、実家所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料各50万円（中間指針第五次追補の定める目安額と同額）の賠償が認められるとともに、同人らのうち福島県外に居住していた申立人長女及び二男について、原発事故後直ちにそれぞれの居住先へ避難したものの、平成23年4月23日から同年12月31日までの間、実家へ複数回立ち入り、一定期間滞在していたことを考慮して、東京電力令和5年1月31日付けプレスリリース記載の自主的避難等に係る損害各20万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8の3(2)	第10の2(4)

2 基本情報

申立日	R6.3.25	全部和解成立日	R7.2.21
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※3
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※4
		小計	700,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※2
		小計	700,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※2
		小計	700,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※3
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※4
		小計	700,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※3
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※4
		小計	700,000		

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※4
		小計	700,000		

集計		
	和解金合計額（弁護士費用除く）	4,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第３［避難等対象者］、中間指針第五次追補第２の２

申立人Ｂ（二男）、Ｃ（長女）及び被相続人（長男、追加申立て。申立人Ａ（父）及びＤ（母、追加申立て）が相続。）は、いずれも原発事故時の住民票上の住所は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家にあったものの、大学等への通学のため、申立人Ｂ及びＣは福島県外に、被相続人は自主的避難等対象区域（郡山市）に実家を離れて居住し、原発事故当時は春休み期間を利用して実家に帰省していたところ、生活の本拠は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家にあったとして、生活基盤変容慰謝料を請求した。東京電力は、申立人Ｂ、Ｃ及び被相続人の居住実態に鑑みると、同人らの原発事故時の生活の本拠は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家にはなかったなどと主張して争った。パネルは、申立人Ｂ、Ｃ及び被相続人はいずれも卒業後は実家に戻る可能性が高かったことから、上記居住先は修学のための一時的な居所にすぎず、原発事故時の同人らの生活の本拠は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家にあったと認定して〔電話聴取事項報告書等〕、同人らを避難等対象者に該当すると認め、実家所在地を基準として、中間指針第五次追補の目安額どおりの生活基盤変容慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３［避難等対象者］は、避難等対象者の範囲について、原発事故時、対象区域内に生活の本拠としての住居があり、原発事故が発生した後に対象区域から同区域外へ避難のために立退き等を余儀なくされた者としており、中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅲは、緊急時避難準備区域に住居があった者につき、生活基盤変容による精神的損害とし

て一人５０万円を目安としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第３

申立人Ｂ及びＣは、原発事故後直ちにそれぞれの福島県外の居住先へ避難したものの、平成２３年４月２３日から同年１２月３１日までの間、実家へ複数回立ち入り、一定期間滞在していたと主張して、自主的避難等に係る損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人Ｂ及びＣは、平成２３年３月１１日よりそれぞれの福島県外の居住先へ滞在しているため、平成２３年４月２３日から同年１２月３１日までの対象期間において避難等対象区域または自主的避難等対象区域への避難の事実が認められず、支払の対象とならないなどと主張して争った。パネルは、上記※１のとおり、申立人Ｂ及びＣの原発事故時の生活の本拠は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家にあったと認め、実家へ複数回立ち入り、一定期間滞在していたことを考慮して、自主的避難等に係る損害としてそれぞれ２０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第３は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　中間指針第五次追補第２の２

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅲは、緊急時避難準備区域に住居があった者については、生活基盤変容による精神的損害として一人５０万円を目安とする賠償を認めているところ、申立人Ａ、Ｄ及びＥ（祖母、追加申立て）について、これに従った和解案が提示されたものである。

※４　中間指針第五次追補第３

中間指針第五次追補第３は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、申立人Ａ、Ｄ、Ｅ及び被相続人について、これに従った和解案が提示されたものである。

※５　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の３、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人らは、相当量線量地域滞在者慰謝料及び家族別離が生じたことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償についても請求した。東京電力は、前者につき対象期間内に計画的避難区域に滞在した事実が認められない、後者につき申立人らの年齢や避難履歴を確認しても賠償対象とはならないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2153		
事案の概要	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の父母）のうち、①申立人父につき、原発事故時の居住期間が70年以上にわたっていたこと、行政区長や農業協同組合の役員を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円。以下同じ。）の増額分として50万円の賠償が認められ、②申立人母につき、原発事故時の居住期間が70年以上にわたっていたこと、行政区の婦人部の活動等を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分として50万円の賠償が認められたほか、③申立人夫につき、原発事故時の居住期間が50年以上にわたっていたこと、行政区の青年団の役員や消防団員等の活動を行うなど地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故前は畜産農業を営んでいたものの、帰還後に畜産農業を再開できなかったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分として15万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R6.8.19	全部和解成立日	R7.3.13
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	150,000		※1
		小計	150,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	500,000		※1
		小計	500,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	500,000		※1
		小計	500,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	340,000	H23.3～H30.3	※2
		小計	340,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	1,490,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の２

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人Ａ（夫）、Ｃ（夫の父、追加申立て）及びＤ（夫の母、追加申立て）は、①申立人Ｃについては、原発事故時の居住期間が７０年以上にわたっており、生家は百年続く農家で自身も兼業農家で畜産農業も営んでいたことに加え、行政区長や農業協同組合の役員などを務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと、②申立人Ｄについては、原発事故時の居住期間が７０年以上にわたっており、行政区の婦人部において地域の民俗芸能等の活動等を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと、③申立人Ａについては、原発事故時の居住期間が５０年以上にわたっており、行政区の青年団の役員や消防団員等として地域に密着した活動を行うなど地域社会と相当程度の関わり合いがあり、さらに原発事故前に営んでいた畜産農業につき、帰還後の地域の状況等からその継続・再開をやむなく断念したことをそれぞれ主張して、生活基盤変容による精神的損害を中間指針第五次追補の定める目安額である２５０万円から増額することを求めた〔電話聴取書〕。東京電力は、申立人らの主張する事情は対象区域の居住者に一般的に見られるものであり原発事故による「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別具体的な事情を認めることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、調査官の申立人Ａに対する電話聴取の結果等を踏まえ、申立人らが主張する南相馬市小高区での居住年数や地域社会との関わり合い等の事情から、①申立人Ｃにつき、上記目安額から５０万円の増額を、②申立人Ｄにつき、上記目安額から５０万円の増額を、③申立人Ａにつき、上記目安額から１５万円の増額をそれぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ⅱは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人２５０万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第３の２

申立人ら（申立人Ｂ（妻）は、追加申立て。）は、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、原発事故前は野菜を栽培して自家消費していたが、避難後は野菜を購入することになり、食費が増加したとして、生活費増加費用の賠償を請求した〔陳述書、電話聴取書〕。東京電力は、生活費増加費用は精神的損害の賠償金額に含めて支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、申立人らの請求する生活費増加費用は精神的損害とは別に賠償されるべきものであると判断し、平成２３年３月から平成３０年３月まで、月額４０００円相当の自家消費野菜に関する生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第３の２Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の６、中間指針

第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人らは、家族別離が生じたことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求し、東京電力は、避難開始後しばらくは別々に避難していたとしても、申立人らは平成２３年中に同一市内（南相馬市内）の賃貸住宅と仮設住宅に避難先を移転しており、日常的にお互いの生活を確認できる状況になっているし、また、申立人ら全員が近隣で生活できる住居に引っ越すなどにより家族別離を解消することも十分可能だったのであり、申立人らが家族別離を継続したことは任意の判断であるなど主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2154		
事案の概要	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人母（原発事故時56歳）について、①原発事故以前から半身麻痺（身体障害等級1級）及び変形性膝関節症により移動には車椅子が必要であり、日常生活動作に介助を要する状態であった中、短期間のうちに関東地方の親戚宅を含む避難先を転々としたなどの事情を考慮し、過酷避難慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額30万円）の増額分として10万円の賠償が認められたほか、②大熊町で生まれ育ち、居住期間が通算して50年を超えていたこと、上記障害等を有していたため、家族や近所の知人、ヘルパー等の支援を受けて生活していたが、避難をしたことによりこれらの支援の多くを受けられなくなったこと等の事情を考慮して、生活基盤喪失慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として50万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8の2(2)	第1の8の3(2)	

2 基本情報

申立日	R6.9.27	全部和解成立日	R7.5.16
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況（増額分）	100,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容（増額分）	500,000		※2
		小計	600,000		

集計	和解金合計額（弁護士費用除く）	600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※１　中間指針第五次追補第２の１

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人Ａ（母）は、原発事故以前から半身麻痺（身体障害等級１級）及び変形性膝関節症により移動には車椅子が必要であり、日常生活動作に介助を要する状態であったところ、短期間のうちに関東地方の親戚宅を含む避難先を転々としたなどとして、過酷避難慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Ａに身体障害及び持病があったことを理由とする精神的損害については、既に支払われた日常生活阻害慰謝料の増額分で十分填補されているから、過酷避難慰謝料の増額という名目で二重に評価すべきでないなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａの身体障害の程度や避難経過等の事情を考慮して、過酷避難慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円）の増額分として１０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の１は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難

及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域については一人３０万円を目安とし、同備考４は避難状況等の個別具体的な事情に応じてこれを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※２　中間指針第五次追補第２の２

帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人Ａ（原発事故時５６歳）は、大熊町で生まれ育ち、居住期間が通算して５０年を超えていたこと、上記障害等を有していたため、家族や近所の知人、ヘルパー等の支援を受けて生活していたが、避難をしたことによりこれらの支援の多くを受けられなくなったこと等の事情を主張して、生活基盤喪失慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、帰還困難区域に指定された地域の居住者が原発事故時点で一般的に有していた内容の生活基盤を原発事故により喪失したという点は、中間指針第五次追補が定める生活基盤の喪失による精神的損害の目安額（７００万円）によって既に考慮されており、それを超えるような特殊な個別事情が認められる場合にのみ増額が認められ得るところ、申立人Ａの主張する上記事情は、増額を基礎付ける個別事情に当たるとはいえない、また、申立人Ａの主張する上記事情は、日常生活阻害慰謝料及びその増額分において考慮されるため、生活基盤喪失慰謝料の増額分においても考慮することは、二重評価となり妥当でないなどと主張して争った。パネルは、申立人Ａの居住期間や年齢、地域社会等との関わり合いの事情等を考慮して、生活基盤喪失慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として５０万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第２の２Ⅰ②ｉは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人７００万円を目安とし、同備考１０は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※３　申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第３の６、中間指針第五次追補第２の２、中間指針第五次追補第２の４、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Ｂ（子）は、申立人Ａを介護したことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分を請求し、また、申立人らは、申立人Ａの亡夫が申立人Ａを介護したことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分を相続分の限度で請求したところ、東京電力は、直接請求手続等において支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、これらをいずれも和解案の対象外とした。